

アンデス共同体  
決議第 486 号 産業財産に関する一般規定  
(2000 年 9 月 14 日付発効)

目次

題目 I 一般条項

内国民待遇

1.

最惠国待遇

2.

生物学的及び遺伝子に関する伝統、並びに伝統的知識

3.

期間

4.

5.

通知

6.

言語

7.

8.

優先権主張

9.

10.

11.

取下及び放棄

12.

13.

## 題目 II 特許

### 第 1 章 特許の要件

- 14.
- 15.
- 16.
- 17.
- 18.
- 19.
- 20.
- 21.

### 第 2 章 特許権者

- 22.
- 23.
- 24.

### 第 3 章 特許出願

- 25.
- 26.
- 27.
- 28.
- 29.
- 30.
- 31.
- 32.
- 33.
- 34.
- 35.
- 36.
- 37.

### 第 4 章 出願の手続き

- 38.
- 39.
- 40.
- 41.

42.  
43.  
44.  
45.  
46.  
47.  
48.  
49.

## 第 5 章 特許によって付与された権利

50.  
51.  
52.  
53.  
54.  
55.  
56.  
57.  
58.

## 第 6 章 特許権者の義務

59.  
60.

## 第 7 章 強制実施権の制度

61.  
62.  
63.  
64.  
65.  
66.  
67.  
68.  
69.

## 第 8 章 特許付与後の行為

70.

71.  
72.  
73.  
74.

## 第 9 章 特許の無効性

75.  
76.  
77.  
78.  
79.

## 第 10 章 特許の消滅

80.

## 題目 III 実用新案

81.  
82.  
83.  
84.  
85.

## 題目 IV 半導体集積回路の回路配置

## 第 1 章 定義

86.

## 第 2 章 半導体集積回路の回路配置の保護要件

87.

## 第 3 章 所有権者

88.

## 第4章 登録出願

89.  
90.  
91.  
92.

## 第5章 出願手続き

93.  
94.  
95.  
96.

## 第6章 登録で与えられた権利

97.  
98.  
99.  
100.  
101.  
102.  
103.  
104.  
105.

## 第7章 利用権

106.  
107.

## 第8章 登録の無効性

108.  
109.  
110.  
111.  
112.

## 題目 V 工業意匠

### 第 1 章 保護の要件

- 113.
- 114.
- 115.
- 116.

### 第 2 章 登録手続き

- 117.
- 118.
- 119.
- 120.
- 121.
- 122.
- 123.
- 124.
- 125.
- 126.
- 127.

### 第 3 章 登録で与えられた権利

- 128.
- 129.
- 130.
- 131.
- 132.
- 133.

## 題目 VI 商標

### 第 1 章 商標登録の要件

- 134.
- 135.
- 136.
- 137.

## 第 2 章 登録手続き

- 138.
- 139.
- 140.
- 141.
- 142.
- 143.
- 144.
- 145.
- 146.
- 147.
- 148.
- 149.
- 150.
- 151.

## 第 3 章 登録で与えられた権利及び制限

- 152.
- 153.
- 154.
- 155.
- 156.
- 157.
- 158.
- 159.
- 160.

## 第 4 章 商標の使用許諾及び移転

- 161.
- 162.
- 163.
- 164.

## 第 5 章 登録の取消

- 165.
- 166.
- 167.

168.

169.

170.

## 第 6 章 登録の放棄

171.

## 第 7 章 登録の無効性

172.

173.

## 第 8 章 登録の消滅

174.

## 題目 VII キャッチコピー

175.

176.

177.

178.

179.

## 題目 VIII 団体商標

180.

181.

182.

183.

184.

## 題目 IX 認証マーク

185.

186.

187.

188.

189.

題目 X トレードネーム

- 190.
- 191.
- 192.
- 193.
- 194.
- 195.
- 196.
- 197.
- 198.
- 199.

題目 XI ラベル、ビジネスサイン

- 200.

題目 XII 地理的表示

第1章 原産地名称

- 201.
- 202.
- 203.
- 204.
- 205.
- 206.
- 207.
- 208.
- 209.
- 210.
- 211.
- 212.
- 213.
- 214.
- 215.
- 216.
- 217.
- 218.
- 219.
- 220.

## 第2章 原産地表示

221.  
222.  
223.

## 題目 XIII 著名で識別性を有する標章

224.  
225.  
226.  
227.  
228.  
229.  
230.  
231.  
232.  
233.  
234.  
235.  
236.

## 題目 XIV 所有権の主張行為

237.

## 題目 XV 権利侵害に対する行為

## 第1章 所有権者の権利

238.  
239.  
240.  
241.  
242.  
243.  
244.

## 第2章 予防措置

245.

246.  
247.  
248.  
249.

### 第3章 国境措置

250.  
251.  
252.  
253.  
254.  
255.  
256.

### 第4章 刑事上の措置

257.

### 題目 XVI 工業所有権に関する不正競争

#### 第1章 不正競争行為

258.  
259.

#### 第2章 企業秘密

260.  
261.  
262.  
263.  
264.  
265.  
266.

#### 第3章 不正競争の法的措置

267.  
268.  
269.

最終規定

- 270.
- 271.
- 272.
- 273.
- 274.

補完規定

- 275.
- 276.
- 277.
- 278.
- 279.
- 280.

暫定規定

- 1.
- 2.
- 3.

## 題目I 一般規定

### 内国民待遇

1. 産業財産権の保護について、各加盟国は、世界貿易機構(WTO)の「知的所有権の貿易に関する側面に関する協定」(TRIPS協定)における第3条及び第5条の規定、及び工業所有権の保護に関するパリ条約における第2条に従って、アンデス共同体及びWTO加盟国、並びに「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国(パリ同盟の加盟国)の他の加盟国の国民と調和を図り、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

同様の待遇が、関係する加盟国の国内法に規定されるような条項の下に、上記以外の国の国民にも同様に与えられなければならない。

### 最惠国待遇

2. 産業財産権の保護について、アンデス共同体の加盟国が他国の国民に対して与える利益、特典、特権、免除は、世界貿易機構の加盟国又は工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の国民に拡大される。

上段の規定は、WTOの「知的所有権の貿易に関する側面に関する協定」(TRIPS協定)における第4条及び第5条に規定された内容に影響を与えない。

### 生物学的及び遺伝子に関する伝統、並びに伝統的知識

3. 加盟国は、先住のアフロアメリカ又は地域コミュニティの生物学的及び遺伝子に関する伝統、並びに伝統的知識を保護して尊重するような方法で、産業財産権の様々な形態で享受される保護が受けられることを保証する。前述の目的で、その伝統又は知識から得られたものに基づいて発展した発明に関する特許権の付与は、国家間の、地域の、及び国内の法律規定に従って取得されたものに従う。

加盟国は、共通の知識に関する事柄を決定するために、先住のアフロアメリカの又は地域コミュニティの権利及び能力を承認する。

この決定事項の規定は、決定事項 391(現時点での修正版)に定められたものに反しない方法で適用され解釈される。

### 期間

4. 通知又は公開の影響を受ける、この決定事項において規定された正規の手続きに関する期間は、この決定事項に特別の定めのない限り、当該行為の通知又は公開がなされた日から起算される。

5. この決定において反対の規定がない限り、期間を定めるのに日をもつてした場合、営業日を指すと理解される。期間を定めるのに月又は年をもつてした場合、ある日から続いてその日に相当する日までとして算出される。満了する月に起算日に相当する日がないときは、その月の末日に満了すると理解される。期間の最終日が営業日でない場合、それに続く最初の営業日まで期間が延長されると理解される。

## 通知

6. 法的資格を有する国内官庁は、関係者に決定内容を適切に伝達するため、通知のシステムを導入することができる。

## 言語

7. 法的資格を有する国内官庁に提出される出願の申請部分は、スペイン語で記載されるものとする。

8. 法的資格を有する国内官庁が所有する書類はスペイン語で記載されるものとする。

言語がスペイン語でない場合は、その言語に対する1種類の翻訳文を併せて提出する。但し、適切であると判断した場合、法的資格を有する国内官庁は翻訳文の提出を免除することができる。

## 優先権主張

9. 他の加盟国に、又は、加盟国がこの決定事項に規定されたものと同等の優先権を規定した条約によって拘束される国内、地域、若しくは国際機関に、正当に出願された発明特許、実用新案特許、工業意匠登録、商標登録の最初の出願は、その加盟国において、出願人又は権利承継人に、同一の保護対象に関する特許又は登録の出願の優先権を与える。優先権の範囲及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約で規定されたものとする。

優先権は、出願においてそれ以前に優先権が主張されていないという条件で、同一の加盟国の法的資格を有する国内官庁に提出された先の出願を基礎とすることができます。この場合、両出願共通の権利の保護対象に関して、優先権の主張を伴う後の出願によって、先の出願が放棄されることになる。

この決定事項の第33条、第119条、第140条の規定の下で、又は適用可能な条約における手続きで正当に受理された出願はいずれも、優先権の基礎になり得る。

優先権の利益を得るために、以下の期間内に、優先権を主張する出願を提出する。この期間は、優先権が主張された出願の出願日から起算され、更新はされない。

(a) 発明特許及び実用新案特許の場合 12ヶ月

(b) 産業デザイン及び商標の登録の場合 6ヶ月

10. 前条の規定の適用上、先の出願の優先権を主張した関連書類と共に宣誓書を提出する。分かっている場合には、宣誓書には、出願日、出願先の官庁、出願番号を記載する。法的資格を有する国内官庁は、優先権の主張に関して費用を請求することができる。関連する宣誓書及び書類の提出は、出願と同時若しくは個別に、又は、優先権を主張した出願の出願日から起算され更新されることなく、遅くとも以下の期間内になされなければならない。

(a) 発明特許又は実用新案特許の出願の場合、16ヶ月

(b) 産業デザイン又は商標の登録出願の場合、9ヶ月

優先権が主張され、発行元の機関に証明された出願のコピー、及び、その出願の出願日を証明する、先述と同一の機関に登録された証明書、また、該当する場合は所定の費用の支払いを証明するものも同様に提出しなければならない。

優先権は、本条で特定されたものに加えて、いかなる方式上の制限も受けない。

11. 期限までに書類を提出できなかった場合、又は費用の支払いができなかった場合、主張した優先権は喪失する。

#### 取下及び放棄

12. 出願人は、出願手続き中はいつでも出願を取り下げができる。特許又は登録の出願取下は、法的資格を有する国内官庁による公表の日から事務手続きに付されて完了し、出願に割り当てられた出願日は失われる。

出願が公告される前に取り下げられた場合、その出願は公告されない。

発明特許、実用新案特許、又は工業意匠登録の場合、それらの出願は法的効力を失い、第40条に定められた期間を経過した場合を除き、出願人の書面による同意無しでは第三者に参照されることはできない。

13. 前条の規定は、出願手続の放棄の例に適正に適用される。

## 題目II 特許

### 第1章 特許の要件

14. 加盟国は、全ての技術分野において、物又は方法についての発明が新規性、進歩性を有し、産業上利用される場合、それらに特許を与える。

15. 以下のものは発明とみなされない。

- (a) 発見、科学的理論、数学的方法
- (b) 自然生物のゲノム又は生殖細胞を含む、自然界の生物、自然生物学的プロセス、自然界に存在する又は孤立している生物学的物質の全体又は一部
- (c) 著作権で保護されている、文学作品、芸術作品、及びその他の作品
- (d) 知的活動、ゲームプレイ、又は経済やビジネス活動の運営に関する計画、規則、方法
- (e) コンピュータプログラム又はソフトウェアそれ自体
- (f) 情報のプレゼンテーションの方法

16. 発明は、それが最新技術に含まれていないとき、新規性があるとみなされる。

最新技術は、特許出願の出願日、又は承認された優先日がある場合はその優先日以前に、使用、市場活動、又はその他の手段により、書面又は口頭で公知公用になった全てのものから構成される。

専ら新規性の決定において、法的資格を有する国内官庁において係続中で、且つ、審査中の特許出願の優先日よりも早い出願日又は優先日を有する特許出願の内容は、同様に最新技術の一部であるとみなされる。ただし、当該内容は、公告された場合、又は第40条に規定された期間が経過した場合に、より早い日付を有する出願に含まれているとされる。

17. 特許性の決定において、公開内容が、

- (a) 発明者又は権利承継人
- (b) 適用される規定に違反して、発明者又は権利承継人による特許出願の内容を公開した法的資格を有する国内官庁
- (c) 発明者又は権利承継人から直接的又は間接的に情報を得た第三者

による場合、加盟国において出願日以前の年、又は優先権が主張されている場合は優先日以前の年に発生した公開内容は考慮されないものとする。

18. 当該の技術分野において標準的な技能を備えて事業に携わる者にとって、発明が当然に最新技術から得られたものでない場合、発明は進歩性を有するとみなされる。

19. 権利保護の対象となるものが、サービスを含む、生産活動に携わると理解されるあらゆる種類の産業において生産され又は使用されることが可能な場合、発明は産業上利用されるとみなされる。

20. 以下のものは特許性を有しない。

- (a) その商業的利用が、法律、秩序、又はモラルを守るために、当該加盟国の領域において必然的に禁止されるような発明。この目的のため、発明の商業的利用は、単にそのような利用を禁止又は規制する法律又は行政の規定が存在するというだけで、法律及び秩序、又はモラルに反しているとはみなされない。
- (b) その商業的利用が、人間若しくは動物の健康や生命を守るため、又は植物や環境を保護するために、当該加盟国において禁止が避けられないような発明。これを解釈する目的において、発明の商業的利用は、そのような利用を禁止若しくは規制する法律又は行政規定が存在するというのみで、人間又は動物の健康や生命に反しているとはみなされず、また、植物や環境の保護に影響を与えるともみなされない。
- (c) 植物、動物、及び、植物又は動物を生産するのに不可欠な生物学的な方法であって非生物学的でも微生物学的でもないもの。
- (d) 人間若しくは動物を治療するための治療法又は外科的方法、及び、人間又は動物に適用される診察方法。

21. 既に特許権が付与され、この決定事項の第 16 条の趣旨における最新技術に含まれる製品又は方法は、最初の特許はじめから規定されていた使用と異なる使用をするという事実により、新しい特許の保護範囲を形成することはできない。

## 第2章 特許権者

22. 特許の権利は発明者に属する。この権利は、生存者間の取引や相続による承継によって移転することができる。

特許権者には、自然人または法人がなることができる。

2人又はそれ以上の者が共同で発明をした場合、両人または全員が共同で権利を保有する。

2人又はそれ以上の者が互いに独立して別々に同一の発明をした場合、その発明に関して最初に出願をした、若しくは最も早い優先権を主張した者又は権利承継人に特許権が与えられる。

23. 各加盟国の国内法の規定に影響を与える前に、雇用関係のうちに発生した発明の場合、雇用主は、形式や本質を問わず、その発明から得られた経済的利益の一部を、研究活動の促進のために従業員である発明者に譲渡できる。

研究のための国家基金を受領した事業体は、そのような基金の継続的な支給を蓄積する目的、及び、発明から得た利益を研究者とシェアすることで彼らを激励する目的のため、各加盟国の法律に従って、発明の市場取引で得られた特許使用料の一部を再投資する。

24. 発明者は、特許においてそういうものとして言及される権利を有し、また、そういうものとして言及されることに異議を唱えることができる。

### 第3章 特許出願

25. 特許出願は、1 つの発明のみに関しても、又は単独の発明の概念を構成するように関連する 1 つの発明のグループに関してもなし得る。

26. 特許出願は、法的資格を有する国内官庁に出願され、以下のものを含まなければならぬ。

- (a) 申請書
- (b) 明細書
- (c) 1 又はそれ以上のクレーム
- (d) 発明の理解に必要である場合、明細書の一部としてみなされる、1 又はそれ以上の図面。
- (e) 要約書
- (f) 必要な場合、委任状
- (g) 所定の費用の支払いを証明するもの
- (h) 特許が求められる生産物又は方法が、遺伝子資源又は加盟国のいずれかが原産地国であるものからなる生産物から得られた、又は発展したものである場合、アクセス契約のコピー
- (i) 保護が求められる生産物又は方法が、加盟国のいずれかが原産地国である、先住のアフロアメリカ若しくは加盟国の地域コミュニティの伝統的知識から得られた、又は発展したものである場合、決定事項 391 の規定及びその修正事項並びに法的効力を有する履行規則に従って、そのような知識の使用の許可又は権限を認定する書類のコピー
- (j) 該当する場合、生物学的材料の保管の証明書
- (k) 該当する場合、発明者による特許の権利を出願人又は代表者へ譲渡したことを証明する書類のコピー

27. 特許出願の一部をなす申請書は、雛形が設けられ、以下の内容を含まなければならない。

- (a) 特許付与の申請
- (b) 出願人の氏名及び住所
- (c) 出願人の国籍及び居住地。出願人が法人である場合、所在地が明記されなければならない。
- (d) 発明の名称
- (e) 発明者が出願人でない場合、発明者の氏名及び居住地
- (f) 該当する場合、出願人の法的代表者の氏名及び住所
- (g) 出願人又は出願人の法的代表者の署名
- (h) 該当する場合、同一の出願人又は出願人の代表者により国外で出願又は取得され、また、加盟国において提出された出願で主張された同一の発明の全部若しくは一部について言及している特許又は他の保護される権利の出願に関する出願日、出願番号、出願先の官公庁名

28. 明細書は、対応する技術分野において技能を有する者が発明を実行するのに充分に明確で完全に理解できる態様で、発明を公開しなければならない。発明の明細書には、発明の名称を記載し、以下の情報を含まなければならない。

- (a) 発明が関連する又は適用される技術分野

- (b) 発明を理解し審査するのに有益と思われる、出願人が知るところの既存の技術、及び、上記技術に関する以前の書類や公報の引用
- (c) 技術的問題及び発明による解決方法が理解されるよう、先行技術との相違点及び考えられる利点の説明を伴った、発明についての記述
- (d) 図面が提出される場合、その説明
- (e) 発明を実行する又は実現させるための方法で、出願人が知るところの最善の方法についての記述。実施例、及び図面の参照(後者は関連する場合)を伴う。
- (f) 産業上の利用可能性の要件が明細書或いは発明の本質により明確でないとき、発明が産業上の利用可能性の要件を満たす形態での言及

29. 発明が生物学的材料に関する物又は方法に関係し、また、発明がその技術分野で熟練した者により理解され実行されるような方法での記載ができない場合、明細書は前記材料を寄託して完成されなければならない。

寄託は、加盟国での出願の出願日、又は、優先権が主張された出願の出願日までに遅延なくなされなければならない。1977 年に作成された、「特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」に基づいて認証された国際的寄託機関、又は、その関連で法的資格を有する国内官庁に認証された他の機関で生じた寄託は、有効であるとみなされる。この場合、明細書には、寄託機関の名称と住所、寄託日、及びその機関により割り当てられた寄託番号を明記する。生物学的材料の寄託は、利害関係を有する当事者が第 40 条で規定された期間が終了するまでに材質のサンプルを得られる方法で寄託がなされた場合に限って、特許権付与の適用上有効である。

30. クレームは、特許で保護される対象を定義する。クレームは明確で簡潔であるものとし、明細書において全体的に支持される。

クレームは、独立していても従属していてもよい。1 つのクレームが別の先に登場したクレームを参照することなしに保護対象を定義しているとき、クレームは独立している。

1 つのクレームが先に登場したクレームの参照により保護されるべきものを定義しているとき、クレームは従属している。1つのクレームが 2 又はそれ以上の先に登場したクレームを参照しているとき、クレームは多項従属クレームであるとみなされる。

31. 要約書は、特許出願に含まれる技術開示の概要からなる。要約書は、技術情報のためだけに機能し、特許により与えられた保護範囲の解釈にはなんら影響を与えるものではない。

32. いずれの加盟国も、特許出願に対して、この決定事項で規定された形式の要件につき、付加的な、又は、異なるものを強要してはならない。

上述に影響を与えることなく、法的資格を有する国内官庁は、出願手続きの過程で、出願のある要素に関して妥当な疑問点を有する場合、必要な証拠の提出を要求できる。

33. 法的資格を有する国内官庁による出願の受領日がその出願日とみなされる。ただし、受領時に出願が少なくとも以下のものを含んでいた場合に限る。

- (a) 特許の付与が申請される旨の文言

(b) 出願人若しくは出願を提出した者を特定する、又は、法的資格を有する国内官庁がその者と連絡を取れるようにするための詳細事項

(c) 発明についての記述

(d) 関連ある場合、図面

(e) 規定の費用の支払いを証明するもの

本条に特定された要件のいずれかを満たさなかった場合、法的資格を有する国内官庁は、出願が手続き上受理されなかつたとみなし、出願日は割り当てられない。

**34.** 特許出願人は、出願手続き中いつでも出願の補正を要求することができる。補正によつて、当初の出願に含まれていた開示事項に与えられていた保護範囲を拡大することはできない。事務的な誤りの訂正も同様に請求が可能である。

**35.** 発明特許出願人は、出願手続き中いつでも実用新案への変更を請求できる。出願の変更は、発明の本質が変更を可能にする場合にのみ認められるものとする。

出願の変更請求は一度限り提出が可能である。変更された出願は、元の出願の出願日を保持するものとする。

法的資格を有する国内官庁は、出願手続き中のいずれの段階においても出願の変更を提案でき、変更請求の手続きに必要な追加費用を課すことができる。

出願人は、その提案の受入れ、又は拒否のいずれかを選択でき、拒否した場合は当初申請していた権利の種類に関して出願の手続きが継続する。

**36.** 出願人は、手続きのいずれの段階においても、出願を 2 又はそれ以上の分割出願に分けることができるが、いずれの出願も当初の出願に含まれている開示事項に与えられていた権利保護対象を拡大することはできない。

法的資格を有する国内官庁は、出願が発明の单一性の要件を満たしていない場合、手続きのいずれの段階においても、出願人に出願の分割を要求することができる。

分割された出願は全て、当初の出願の出願日と同一の出願日、また、該当する場合は同一の優先日を有する。

優先権が多重に又は部分的に主張されている場合、出願人又は法的資格を有する国内官庁は、各分割出願によって保護される権利対象に対応する優先日を特定する。

出願の分割の適用上、出願人は、対応する分割出願を完全にするのに必要な書類を提出しなければならない。

**37.** 出願人は、手続き中のいずれの段階においても、2 又はそれ以上の出願を 1 つに併合することができるが、当初の出願に含まれる開示事項に与えられていた保護対象を拡大することはできない。

併合された出願が、第 25 条に規定された発明の单一性の要件を満たさない発明を含んでいる場合、併合は認められない。

併合された出願は、当初の出願における権利保護対象と一致した同一の出願日、及び該当する場合は同一の優先日を有する。

## 第4章 出願の手続き

38. 法的資格を有する国内官庁は出願日より 30 日以内に、出願が第 26 条及び第 27 条に規定された形式の要件を満たしているかを審査しなければならない。

39. 形式に関する審査の結果、出願が第 26 条及び第 27 条に規定された要件を満たしていない場合、法的資格を有する国内官庁は出願人にその旨を通知し、出願人は通知日より 2 ヶ月以内に要件を満たさなければならない。この期間は、当事者からの請求により一度限り、優先権を失うことなく同一期間延長が可能である。

規定された期間が満了したとき、出願人が必要な要件を満たさなかった場合、出願は放棄したものとみなされ、その優先権は消失する。法的資格を有する国内官庁は、それでもなお出願の秘密性を尊重しなければならない。

40. 加盟国において、出願日又は優先権が主張された場合は優先日より 18 ヶ月経過すると、出願は公表され、誰でも自由に出願を見ることができる。また、法的資格を有する国内官庁は国内法に従って出願の公開を命じなければならない。

前項の規定にもかかわらず、出願人は、方式審査が完了している場合はいつでも、出願の公開を要求することができる。

この場合、法的資格を有する国内官庁は、その公開を命じなければならない。

41. 特許出願は、出願人の書面による同意が得られている場合を除き、出願日より 18 ヶ月が経過するまでは、第三者の参照に供されてはいけない。

特許出願人が出願に由来する権利を自分に対して主張したと証明する者は誰でも、前記出願人の同意がなくても、公開以前に出願を参照することができる。

42. 正当な利害関係のある者は誰でも、公告日より 60 日以内に、発明の特許性に理由を添えて異議申立てができる。当事者の要求に応じて、法的資格を有する国内官庁は、異議申立ての実証のために更に 60 日間の期間を与える。根拠のない異議申立ては、国内立法の規定に該当する場合、罰せられることもある。

43. 異議申立てが行われた場合、法的資格を有する国内官庁は、出願人が 60 日以内に応答し、反論する旨の書類を提出するか、補正を必要とする場合はクレーム又は明細書を補正できるように、出願人にその旨を通知しなければならない。当事者の要求により、法的資格を有する国内官庁は応答のために更に 60 日間の期間を与えなければならない。

44. 出願が公開されて 6 ヶ月以内に、異議申立てが行われたか否かにかかわらず、出願人は発明の特許性について審査請求をしなければならない。加盟国は、審査を行うにあたって費用を課すことができる。出願人が審査請求をせずに前記期間が経過した場合、出願は失効する。

45. 法的資格を有する国内官庁が、発明に特許性を認めない、又は発明がこの決定事項に定

められた特許付与の要件のいずれかを欠いていると判断した場合、出願人にその旨を通知しなければならない。出願人はその通知日から 60 日以内に通知内容に応答しなければならない。この期間は 1 度限り 30 日間の延長が可能である。

法的資格を有する国内官庁は、必要であると判断した場合は、出願人に対して前項に基づいて 2 回又はそれ以上通知することができる。出願人が規定された期間内に通知に応答しなかった場合、又は、応答したにもかかわらずなお特許付与には至らない場合、法的資格を有する国内官庁は特許を拒絶しなければならない。

46. 法的資格を有する国内官庁は、発明の特許性に関して専門的な意見を求めるために、適切であるとみなされる専門家又は科学技術団体からの報告を求めることができる。同様に、適切であると判断した場合は、他の産業財産に関する官庁からも報告を求めることができる。特許性の審査目的に必要である場合、出願人は、法的資格を有する国内官庁の要求に応じて、3 か月を超えない期間内に、審査中である発明と同一の発明に全体的又は部分的に関連している 1 又はそれ以上の外国出願に関連する以下の書類のうち 1 又はそれ以上を提出しなければならない。

- (a) 外国出願のコピー
- (b) 外国出願に関連して行われた新規性又は特許性の審査結果のコピー
- (c) 外国出願を基礎にして付与された特許又はその他の保護される権利のコピー
- (d) 外国出願が拒絶又は拒否された判決文又は決定書のコピー
- (e) 外国出願を基礎にして付与された特許又はその他の保護される権利が取り消されたか無効とされた判決文又は決定書のコピー

法的資格を有する国内官庁は、上記副段落 (b) で言及した審査結果を、発明の特許性を決定する要件に順守していることを証明するのに充分なものであると認める。

この条項に規定された期間内に、出願人が要求された書類を提出できなかった場合、法的資格を有する国内官庁は特許を拒絶しなければならない。

47. 法的資格を有する国内官庁は、第 46 条の副段落 (b) 及び (c) において提出されるべき書類のいずれかがまだ受領されていない場合、又は、外国官庁で係属中である場合、出願人の要求に応じて、特許出願手続きを一時中断することができる。

48. 最終審査の結果容認された場合、特許が付与される。部分的に容認された場合は、認められたクレームに関してのみ権利が付与される。容認されなかった場合、特許の付与は拒絶される。

49. 特許の構成又は分類については、加盟国は、1971 年作成の「国際特許分類に関するストラスブル協定」(現時点での修正版)を用いなければならない。

## 第5章 特許によって付与された権利

50. 特許の権利期間は、関係する加盟国における出願日より起算して 20 年間とする。

51. 特許によって与えられた保護範囲は、クレームの内容によって決められる。明細書及び図面及び寄託された生物学的材料は、クレームの解釈に用いられる。

52. 特許は、特許権者に対して、特許権者の同意を得ていない第三者が以下のいずれの行為に従事することを阻む権限を与える。

(a) 製品のクレームである場合、

(i) 製品を製造すること

(ii) 製品の販売を申し出ること、製品を販売若しくは使用すること、又は製品をこれらのいずれかの目的のために輸入すること

(b) 方法のクレームである場合、

(i) 方法を使用すること

(ii) 方法により直接得られた製品に関して副段(a)で言及したいずれかの行為を実行すること

53. 特許権者は、以下の行為に関して前条における権利を行使してはならない。

(a) 非利益目的の私的集団で行われた行為

(b) 特許付与された発明の保護対象について専ら実験的目的で行われた行為

(c) 教育目的、科学的又は学問的研究の目的のためだけに行われた行為

(d) 工業所有権の保護に関するパリ条約の第 5 条で言及された行為

(e) 特許の保護対象が植物以外の繁殖可能な生物学的材料である場合、生存能力のある新しい材料を得るためにその材料を基礎として使用すること、ただし、そのような行為が特許の保護対象を繰り返し使用することを必要とする場合を除く。

54. 特許は、特許で保護された物品が、特許権者、特許権者の同意を得た又は特許権者と経済的に関連のある他者によっていざれかの国の市場に出回った後で、第三者がその物品に関連する商業活動に従事することを禁じる権利を与えるものではない。

上記段落の適用において、二者が経済的に関連のあるとみなされるのは、特許の作用に関して一方が他方に対して直接的若しくは間接的に決定的な影響力を与えることができる場合、又は、第三者が両者に対してそのような影響力を与えることができる場合である。

特許が繁殖可能な生物学的材料を保護する場合、特許は、材料が市場に出回るという目的を達成するために材料が使用されるよう、繁殖や増殖が必要である場合、また、そのような使用から得られた材料が繁殖や増殖のために使用されない場合、上記第 1 段落に従って市場に出回った材料の繁殖又は増殖によって得られた生物学的材料に権利を拡大してはならない。

55. 特許の無効性に関してこの決定事項の規定に影響を与えることなく、特許が付与された出願の優先日又は出願日以前に、善意によって既にその発明を使用若しくは利用していたか、或いはそのような使用の実際の又は有効的な準備を行った第三者に対しては、特許によって

与えられた権利を主張することはできない。

この場合、前記第三者は、その発明の使用又は利用を開始或いは継続する権利を有するが、この権利は、使用ないし利用が行われている事業又は商取引と併せてのみ譲渡又は移転が可能である。

56. 付与された又は係属中の特許は、生存者間の取引又は相続により移転することができる。付与された特許の移転は、法的資格を有する国内官庁に登録される。

登録しなかった場合、第三者に対しての移転は法的に効力がない。

登録において、譲渡は書面で明示されなければならない。

利害関係のある当事者は誰でも移転の登録を求めることができる。

57. 付与された又は係属中の特許の権利者は、1 又はそれ以上の第三者に対して関連する発明の実施にライセンスを与えることができる。

付与された特許の実施のライセンスは、法的資格を有する国内官庁に登録される。登録しなかった場合、実施権は第三者に対して法的に効力がない。

登録において、実施権の登録は書面で明示される。

利害関係のある当事者は誰でも、実施権の登録を申請することができる。

実施権の契約期間中に特許権者の氏名や住所に変更があった場合、登録権者は、それに応じて法的効力を有する国内官庁に届出をしなければならない。そうしない場合は、登録簿の記載にある事項に従って作成された通知が有効であるとみなされる。

58. 法的効力を有する国内官庁は、「外国資本の取扱い及び商標、特許、ライセンス、特許使用料に関する一般規定」に適合しない、或いは、自由競争を制限する商取引活動についてのコミュニティ又は国内の規定に適合しない特許の実施につき実施契約の登録を行ってはならない。

## 第6章 特許権者の義務

59. 特許権者は、直接に又は特許権者に授權された者を通じて、加盟国において特許付与された発明を利用する義務を負う。

60. 本章の適用において、利用とは、市場のニーズに充分に応える態様でそれらの結果物の流通や市場活動を行うことも含めて、特許付与された製品の工業製造又は特許付与された方法の全面的使用を意味するものと理解される。加えて、利用とは、市場のニーズに充分に応える規模でなされるとき、流通や市場活動も含めて、特許された製品の輸入も意味すると理解される。特許が、製品を生み出さない方法に関連する場合、市場活動及び流通の要件は法的効力がないものとする。

## 第7章 強制実施権の制度

61. 特許の付与後3年、又は特許出願後4年のいずれか長い方の期間が経過した時、法的効力を有する国内官庁は、利害関係のある当事者からの要求に応じて、特許が関連する製品の工業製造について、又は特許付与された方法の全面的使用についての強制実施権を与えることができる。ただし、要求時に、実施権が申請された加盟国において特許が第59条及び60条に規定されたように実施されなかった場合、又は発明の作用が1年以上中断された場合に限って与えられる。

特許権者が、各加盟国の国内規定に従って、不可抗力の根拠となる、不作為の正当な理由を説明した場合、強制実施権は与えられない。

強制実施権は、それを要求する者が、妥当な商業上の諸条件について特許権者から事前に契約で実施権を得ようと試み、且つ、その試みが妥当な期間内に実現できなかった場合に限って与えられる。

62. 前条で言及された強制実施権の付与は、特許権者に通知した場合(通知から60日以内に、特許権者が適切であると判断した場合意見を述べることが可能である)に行うことができる。法的資格を有する国内官庁は、実施権の範囲を決定し、特に、実施権が認められる期間、権利の対象、実施料、及び支払い条件を特定しなければならない。前記実施料は、各状況に特有の事情に応じ、特に権限の経済価値に対して正当な配慮をして、適切でなければならない。強制実施権への異議は、利用を妨げるものであってはならず、また、満了前の期間に何ら影響を与えない。異議が申し立てられた場合、その期間中、特許権者が、異議が申し立てられていない部分に関して、法的資格を有する国内官庁が規定した実施料を課すことは妨げられない。

63. 新しい事情が影響する場合、特に、特許権者が、以前のものより有利な条件で別の実施権を与えた場合、特許権者又は実施権者の要求に応じて、実施条件は、法的資格を有する国内官庁によって変更することができる。

64. 実施権者が実施しなかったことが予期せぬ状況又は不可抗力によるものだと弁明しない限り、実施権者は、実施権付与日より2年以内に発明を利用することが義務付けられる。それが出来なかった場合、法的資格を有する国内官庁は、特許権者の要求に応じて、強制実施権を無効にしなければならない。

65. 加盟国によって、公益、緊急性、又は、国家安全保障への配慮の存在が宣言されている場合その配慮が定着している限り、特許は強制実施権の対象となる。この場合、法的資格を有する国内官庁は、申請されたとおり実施権を与える。合理的に可能な場合、そのように実施権が認められた特許の権利者には、通知されなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、強制実施権の範囲、及び、とりわけ、付与された期間、権利の対象、実施料、及び支払い条件を規定しなければならない。

公益の理由による強制実施権の付与は、特許権者が前記特許の実施を継続する権利を弱めることはない。

66. 自由競争に悪影響を及ぼす行為、特に市場において優位を占める特許権者による権利濫用が際立っている場合、法的資格を有する国内官庁は、職権により又は当事者の要求に応じて、自由競争について国内当局の同意を得て、強制実施権を付与するものとする。

この場合、実施料の決定においては、自由競争に反する行為を正す必要性に正当な配慮が与えられなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、それを引きこした状況が再発する可能性がある場合、強制実施権の取消を拒否しなければならない。

67. その実施には他者による使用が必要な特許権の権利者によって申請された場合、及び前記権利者が相当な期間に契約上の実施権を確保できなかった場合、法的期間を有する国内官庁は、いつでも実施権を与えなければならない。そのような実施権は、第 68 条の規定に影響を与えることなく、下記の内容を条件とする。

(a) 第二の特許で主張された発明は、第一の特許で主張された発明に関連して実質的な技術的進歩を具体化しなければならない。

(b) 第一の特許の権利者は、特許で主張された発明の利用について相当な期間についてクロスライセンスの権利を有する。

(c) 第一の特許における実施権は、第二の特許における実施権の譲渡を伴わなければ譲渡することができない。

68. 強制実施権は、上記規定に加えて以下の内容を条件とする。

(a) 強制実施権は、専用であってはならず、サプライセンスは認められない。

(b) 強制実施権は、事業、又は強制実施権が機能することを可能にするその無形資産の一部と併せてのみ譲渡することができる。譲渡人は、書面で明示され、法的資格を有する国内官庁に登録される。これを怠った場合は、強制実施権は法的効力を欠く。

(c) 強制実施権を引き起こした状況がもはや定着することなく再発しにくい場合、強制実施権において権限を得た者の合法的な利益の適切な保護を条件として、取り消すことができる。

(d) 強制実施権の範囲及び存続期間は、強制実施権が与えられた目的に応じて制限される。

(e) 半導体技術を保護する発明特許の場合、公衆の非商業的使用のため、又は、第 65 条及び第 66 条に従って法的資格を有する国内官庁により自由競争に反すると言明された行為を救済、改正する目的のために限って、強制実施権が与えられる。

(f) 強制実施権は、第 66 条の規定に影響を与えることなく、経済価値に正当な配慮を施し、各状況に応じて適切な報酬を規定する。

(g) 強制実施権の使用は主として国内市場への供給とする。

69. 本章の規定に適合しない強制実施権は法的効力を欠くものとする。

## 第8章 特許付与後の行為

70. 特許権者は、権利者若しくは発明者の氏名、住所、居住地又はその他の事項の変更を反映するために特許を修正すること、又は、1 若しくはそれ以上のクレームの保護範囲を補正又は制限することを、法的資格を有する国内官庁に依頼することができる。特許権者は特許における事務的誤りの訂正も同様に要求することができる。  
出願の補正又は訂正の規定は、適正に適用されるものとする。

71. 特許権者は、法的資格を有する国内官庁に提出する宣誓書において、特許の1若しくはそれ以上のクレームを、又は、特許全体を放棄することができる。放棄は、前記宣誓書の受領日から効力を有する。

72. 特許権者は、特許を2又はそれ以上に分割することができる。出願の分割の規定は適切に適用されるものとする。

73. 特許権利者は、同様に2又はそれ以上の特許を併合することもできる。出願の併合の規定は適切に適用されるものとする。

74. 法的資格を有する国内官庁は、特許の付与後行われた行為に対して課される費用について、規定することができる。

## 第9章 特許の無効性

75. 法的資格を有する国内当局は、以下に該当する場合、職権により又は何人による要求にも応じて、いつでも特許の絶対的無効性を宣告する。

- (a) 特許の保護対象が第15条の趣旨の範囲内で発明を構成しない場合
- (b) 発明が第14条に規定された特許性要件を満たさない場合
- (c) 特許が第20条に該当する発明に対して付与された場合
- (d) 特許が第28条に規定された通りに発明を公開せず、第29条に該当する場合
- (e) 特許に含まれるクレームが明細書で完全にサポートされていない場合
- (f) 付与された特許が、元の出願よりも広い範囲の公開を含み、保護範囲を拡大する効果がある場合
- (g) 特許出願に関連する製品又は方法が、遺伝資源を利用して製造され又は発展した場合、又は、加盟国のいずれかが原産地国である製品から得られたものであるとき、必要であるにもかかわらず、アクセス契約のコピーが提出されていない場合。
- (h) 保護が求められる製品又は方法が、加盟国的一つが原産地国であるという知識を元にして製造された又は発展したものであるとき、必要であるにもかかわらず、先住民のアフロアメリカ、又は加盟国の地域コミュニティにおける伝統的知識の使用許諾許可を証明する書類のコピーが提出されていない場合
- (i) 管理行為について国内法で規定されている絶対的無効性の原因となる要素が存在する場合

上記で言及された原因が、複数のうちの1クレームにのみ、又は1つのクレームの一部分にのみ影響する場合、状況に応じて、それらクレーム又はクレームの該当部分にのみ無効性が宣告される。

無効になった特許、クレーム、又はクレームの部分は、無効とみなされ、特許出願の出願日から無効であったとみなされる。

76. 前条の下で絶対的無効性をもたらさない行政上の行為における瑕疵は、相対的無効の結果となる。この場合、法的資格を有する国内当局は、国内法の規定どおりに、特許の付与日から起算して5年以内にそのような無効性を宣告しなければならない。

77. 法的資格を有する国内当局は、特許が付与される資格のない者に付与された場合、特許を取り消すことができる。取消行為は、特許が属する権利を有する者によってのみ行われる。特許付与日から5年経過した後、又は、その権利が属する者がその国において発明が利用されていることに気付いたときから2年経過した後のうち、いずれか早く期間が経過した後は、取消行為は禁止される。

78. 無効の事案を裁定する法的資格を有する国内当局は、特許権者に通知をし、特許権者が意見書を提出し、また、適切であると判断した証拠を提出することができるようしなければならない。

加盟国の国内立法の理由で、その当局が法的資格を有する国内官庁である場合、前条で言及された意見陳述及び証拠は、通知後2ヶ月以内に提出しなければならない。

前条で規定された期間の満了前に、関係者は、更に 2 ヶ月間の期間延長を申請することができる。

本条が言及する期間の満了時に、法的資格を有する国内官庁は、特許の無効性を裁定し、当事者は決定書においてその旨の通知を受ける。

79. 法的資格を有する国内当局は、特許の無効性を裁定するのに必要である場合、特許権者に、その手続きに関する特許に関する第 46 条で言及された書類のうち 1 又はそれ以上の提出を要求することができる。

## 第 10 章 特許の消滅

80. 特許権、又は、係属中の特許出願を維持するためには、法的資格を有する国内官庁によって規定された特許年金を支払わなければならない。特許年金は先払いで毎年支払わなければならぬ。

各特許年金の支払期日は、出願が提出された月の末日とする。2 年分又はそれ以上の年数分の特許年金を事前に支払うことができる。

特許年金は、所定の追徴金を併せて支払うことを条件として、応答する年金支払い期日から 6 ヶ月間の猶予期間内に支払いすることができる。猶予期間中は、特許又は特許出願は完全に有効のままである。

本条の下での特許年金の不納は、特許又は特許出願の権利を消滅させることになる。

### 題目III 実用新案

81. 機器、道具、器具、装置、若しくはその他の対象物、若しくはそれらの部品の新しい形、形状、又は構成要素の配列であり、それを包含した物の作用、使用、又は製造にとって改良された或いは異なったものをもたらし、又は、それに利便性、利点、又は以前になかった技術的效果を与えるものは実用新案とみなされる。

実用新案は特許の手順によって保護されるものとする。

82. 美的特徴のみを有する三次元作品、及び、建築作品や対象物は、実用新案とみなされない。

特許の保護から除外された方法や物は、実用新案の対象とはならない。

83. 実用新案特許の出願人は、元の出願が関連する保護対象が許容し得る限り、出願を発明特許出願又は工業意匠登録出願へ、変更申請をすることができる。後者の目的のためには、第35条に定められた要件に従わなければならない。

84. 実用新案の権利期間は、関係する加盟国において出願日から10年間とする。

85. 発明特許についての本決定事項の規定は、手続きに要する期間についての規定(実用新案の場合は半減される)を除いて、該当する実用新案に適用される。上記に影響を与えることなく、第40条に定められた期間は12ヶ月に軽縮される。

## 題目IV 半導体集積回路の回路配置

### 第1章 定義

86. この権利において、

- (a) 「半導体集積回路」とは、その最終的又は中間的な形態において、少なくとも 1 つが能動素子である素子及び相互接続のいくつか又は全てが材料の本体又は表面の完全な部分であり、電子機能を実行するように設計された製品を意味する。
- (b) 「回路配置」とは、どのように表現されたものであれ、少なくとも 1 つが能動素子であり、半導体集積回路の相互接続、又は製造用に意図された半導体集積回路のために準備されたそのような三次元配置の素子を意味する。

## 第2章 半導体集積回路の回路配置の保護要件

87. 回路配置は、それが独創性を有する場合保護されるものとする。

回路配置は、その創作者としての知的労力の結果で、半導体集積回路産業においてありふれたものでない場合、独創性を有するとみなされるものとする。

回路配置が、半導体集積回路産業においてごくふつうの1又はそれ以上の素子からなるとき、それら素子の組み合わせが全体としてこの条件に合致する場合、独創性を有するとみなされる。

### 第3章 所有権者

88. 半導体集積回路の回路配置の登録に対する権利は、その創作者に属する。この権利は生存者間の取引又は相続により移転することができる。

回路配置が2人又はそれ以上の者が共同で創作されたものである場合、保護に対する権利はこれらの者の共有に属するものとする。

回路配置がその目的の為になされた委託契約若しくはサービス契約の下で創作された場合、又は、雇用関係のうちに創作者が業務として回路配置を創作した場合、保護に対する権利は、契約による別段の定めがない限り、業務又はサービスに対して契約を交わした者、又は雇用主に属する。

## 第4章 登録出願

89. 半導体集積回路の回路配置に関する出願は、法的資格を有する国内官庁に提出され、以下のものを含まなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 回路配置のコピー又は図面。半導体集積回路が商業上利用される場合は、その見本
- (c) 該当する場合、国内外のいずれかの場所で半導体集積回路が最初に商業上利用された日付を記載した宣誓書
- (d) 該当する場合、半導体集積回路が作成された年を記載した宣誓書
- (e) 回路配置を組み込んだ半導体集積回路が実行するべき電子機能を定義する説明書
- (f) 同一の出願人又は代表者によって出願又は権利が取得され、出願が加盟国に出願されたものと同じ回路配置について全体的に若しくは部分的に言及している登録又はあらゆる保護される権利の出願のコピー
- (g) 必要な場合、委任状
- (h) 所定の費用の支払いを証明するもの

90. 半導体集積回路の回路配置の登録出願は、雛型が設けられ、以下のものを含まなければならない。

- (a) 登録が認められる旨の申請書
- (b) 出願人の氏名及び住所
- (c) 出願人の国籍又は居住地。出願人が法人である場合、企業の所在地を特定する
- (d) 集積回路の創作者が出願人でない場合、創作者の氏名及び居住地
- (e) 該当する場合、出願人の法人代表者の氏名及び住所
- (f) 該当する場合、同一の出願人又は代表者によって出願又は権利が取得され、出願が加盟国に出願されたものと同じ回路配置について全体的に又は部分的に言及している登録又はあらゆる保護される権利の出願の出願日、出願番号及び出願先の官庁
- (g) 出願人又は出願人の法人代表者の署名

91. 登録が求められる回路配置が商業上の秘密事項を含んでいる場合、出願人は、必要な図面による説明に加えて、前記秘密事項を含む部分が省略された、削除された、又は取り除かれた回路配置の説明を提出するものとする。残りの部分は、全てのケースにおいて回路配置の特定を可能にするために充分でなければならない。

92. 法的資格を有する国内官庁が出願を受理した際に、出願が少なくとも以下の書類を含んでいることを条件として、受理日を出願日とみなす。

- (a) 回路配置の登録が申請される旨の表明書又は説明書
- (b) 出願人若しくは出願を提出した者を特定する、又は、法的資格を有する国内官庁がその者と連絡を取れるようにするための詳細事項
- (c) 登録が求められる回路配置の図面による説明
- (d) 所定の費用の支払いを証明するもの

本条に規定された要件のうちいずれかに適応しない場合、法的資格を有する国内官庁は出願

が手続き上受理されなかつたとみなし、出願日は割り当てられない。

## 第5章 出願手続き

93. 法的資格を有する国内官庁は、出願において権利の保護対象が第 86 条の定義による回路配置を構成しているか、及び、出願が第 89 条、90 条、91 条に規定された要素を含んでいるかについて審査しなければならない。法的資格を有する国内官庁は、理由を伴った異議の申し出があった場合を除いて、回路配置の独創性については職権により吟味してはならない。脱落や欠如などの不備が見受けられた場合、出願人において 3 か月以内に必要な訂正手続きができるよう、そうしない場合は出願が放棄されたものとみなされて職権により放置される旨の警告とともに、出願人に通知されなければならない。出願人が規定された期間に訂正手続きを行わなかった場合、法的資格を有する国内官庁は根拠を記した決議形式により警告しなければならない。

94. 出願が審査される際、法的資格を有する国内官庁は、当該者の費用負担で、関連のある官公庁の刊行物において通知が公開されることで公表される旨を指示しなければならない。発明特許の出願において関連する規定が、通知の公開に適用される。

95. 利害関係を有する者は誰でも、法的資格を有する国内官庁に、回路配置の登録性の確認に有効と思われる情報や書類と共に、理由を添えて異議を申し立てることができる。発明特許の出願において関連する規定は、異議申立てに適用される。

96. 規定された要件が満たされた場合、法的資格を有する国内官庁は、回路配置を登録し、対応する登録簿にある詳細事項を複製した登録証を発行しなければならない。

## 第6章 登録で与えられた権利

97. 回路配置が国内外のいずれかの場所で商業上利用された場合、回路配置が最初の商業上利用された日から2年以内に、加盟国の法的資格を有する国内官庁に登録の出願しなければならない。当該期間経過後に出願された場合、登録は却下される。

国内外のいずれの場所でも商業上利用されたことのない回路配置は、回路配置が作成された年の最終日から15年以内に、加盟国の法的資格を有する国内官庁に出願された場合に限って登録が認められる。当該期間経過後に出願した場合、登録は却下される。

98. 回路配置の登録による専有権は、下記のうち最も早い日付から10年間存続する。

- (a) 国内外で回路配置が最初に商業上利用された年の最後の日
- (b) 当該加盟国の法的資格を有する国内官庁に登録出願された日

いずれの場合も、回路配置の登録の保護は、回路配置が作成された年の最後の日から15年間経過後は効力を失う。

99. 登録された回路配置を組み込んだ半導体集積回路が物品に含まれているか否かにかかわらず、また、回路配置が半導体集積回路に組み込まれているか否かにかかわらず、保護が適用されるものとする。

半導体集積回路の回路配置の登録は、所有権者に対して、第三者が以下の行為のいずれかに従事することを阻止する権利を与える。

- (a) 半導体集積回路に組み込むこと又はその他の方法により、第87条に基づく独創性の条件を満たした保護された回路配置の全て又は一部を複製すること
- (b) 保護された回路配置又はそれを組み込んだ半導体集積回路を市場に出すこと、輸入すること、販売の申出をすること、又は、販売若しくはその他の方法で流通させること
- (c) 保護された半導体集積回路が組み込まれている物品を市場に出すこと、輸入すること、販売の申し出をすること、又は、販売若しくはその他の方法で流通させること。ただし、物品が依然として違法に複製された回路配置を含む範囲に限られる。

登録により与えられた保護は、回路配置にのみに及び、回路配置にコード化された又は組み込まれたコンセプト、プロセス、システム、技術、情報のいずれにも拡大されることはない。

100. 回路配置の登録により与えられた権利は、産業又は商業上の目的のためになされた行為に対してのみ主張できる。登録は、以下の行為を阻止する権利を与えるものではない。

- (a) 非利益目的における私的集団でなされた行為
- (b) 評価、分析、又は実験の目的のためだけになされた行為
- (c) 教育目的、科学的又は学術的研究の目的のためだけになされた行為
- (d) 工業所有権の保護に関するパリ条約の第5条で言及された行為

101. 回路配置の保護は、第三者が、保護された回路配置、それらの回路配置を組み込んだ半導体集積回路、若しくは、所有権者、又は所有権者の同意を得たか所有権者と経済的に関連のある者によって、いずれかの国での市場に出回った日からそのような半導体集積回路を含んだ物品、に関する商業活動に携わることを阻止する権利を与えるものではない。

上述の適用において、保護された回路配置の利用に関して一方が他方に対して直接的又は間接的に決定的な影響を及ぼす場合、両者は経済的に関連していると理解される。

102. 回路配置の登録権利者は、第三者が、保護された回路配置の評価又は分析の結果として回路配置を作成し、その回路配置に関連した産業又は商業上の利用行為に従事することを禁止することはできない。ただし、そのように作成された回路配置が第 87 条で規定された独創性の要件を満たしている場合はこの限りでない。同様に、登録権利者は、そのように作成された回路配置を組み込んだ半導体集積回路、又はそのような半導体集積回路を組み込んだ物品に関する産業又は商業上の利用行為も禁止することはできない。

103. 回路配置の登録権利者は、第三者が独自に作成した独創性を有する他の回路配置について、たとえそれが登録された回路配置と同一のものであっても、第三者が第 99 条に該当する行為に従事することを禁止できない。

104. 第 99 条に該当する行為のうちいずれかが、回路配置を違法に組み込んだ半導体集積回路、又は、そのような半導体集積回路を含んだ物品に関してなされたとき、回路配置の違法な複製について、作成者が知らず、且つ、妥当な知る手段がなかった場合、登録された回路配置において権利侵害とはみなされない。作成者は回路配置の違法性を知ってからは、既に所有している物やそれ以前の注文に関しては、その後も前記行為に携わることが許される。ただし、登録権利者の要求があった場合は、使用許諾契約の下で支払われるものに基づく使用料と同等の補償金を支払わなければならない。

105. 権利が付与された又は係属中である回路配置の登録は、生存者間の取引や相続による承継により移転することができる。

回路配置の登録の移転は、法的資格を有する国内官庁に登録される。登録を怠った場合、権利の移転は第三者に対して法的に抵抗できない。

登録の適用において、権利の移転は書面で明示される。

利害関係を有する者は誰でも権利の移転の登録を申請することができる。

## 第7章 利用権

106. 権利が付与された又は係属中の回路配置の登録権利者は、1又はそれ以上の第三者が当該の回路配置を利用することを許諾できる。

回路配置の利用に対しての権利も法的資格を有する国内官庁に登録されなければならない。

登録を怠った場合、利用権は第三者に対して対抗できない。

登録の適用上、利用権は書面で明示されなければならない。

利害関係を有する者は誰でも利用権の登録を申請することができる。

契約期間中に回路配置の登録権利者について氏名又は住所に変更があった場合、登録権利者は、法的資格を有する国内官庁にその旨の届出をしなければならない。届出を怠った場合、登録簿に記載された詳細事項に従って作成された通知が有効であるとみなされる。

107. 公共の利害の理由、特に国内の緊急事情、公共の健康若しくは国内の安全のため、又は、反競争的行為を是正するために利用が出来なかった場合、法的資格を有する国内当局は、利害関係を有する第三者又は法的資格を有する機関の要求に応じて、いつでも下記についての指示ができる。

(a) 登録された又は係属中の回路配置が、国家機関、又は、公法若しくは私法の下でこの目的のために指名された1又はそれ以上の者によって、産業上又は商業上使用又は利用されなければならない。又は、

(b) そのような回路配置は1又はそれ以上の強制利用権付与対象のままでし、法的資格を有する国内当局は、制定された条件の下に、申請者に対して利用権を認めなければならない。特許の強制実施権の付与における条件は、回路配置に関する強制実施権の付与にも適用される。

## 第8章 登録の無効性

108. 法的資格を有する国内当局は、以下の場合、職権により又は当事者の要求によりいつでも、回路配置の登録の絶対的無効性を裁定しなければならない。

- (a) 登録の保護対象が第86条に該当する回路配置を構成していない場合
  - (b) 登録が第87条に規定された保護の要件を満たしていない場合
  - (c) 登録が第97条で特定された期間のうちのいずれかの経過後に認められた場合
  - (d) 行政機関の行為について国内法に定められた絶対的無効性の原因が存在している場合
- 上述の原因が登録された回路配置の一部分にのみ影響する場合、全体として第87条に規定された独創性の要件に適合する限り、無効性はその部分に関してのみ宣告されるものとし、登録はその他の部分に関しては依然有効である。

無効になった回路配置又は回路配置の一部分は、登録の出願日から無効であったとみなす。

109. 前条の下で絶対的無効性を生じない行政機関の行為における瑕疵は、相対的無効の結果となる。この場合、法的資格を有する国内当局は、国内法の規定に従って、登録付与日より起算して5年以内にその無効性を宣告しなければならない。

110. 法的資格を有する国内当局は、回路配置の登録が資格を有さない者に対して付与されていたとき、それを取り消すことができる。取消の行為は、その登録についての権利が本来属する者が要求した場合にのみ可能である。この行為は、登録付与日から5年、又は、権利が属する者が加盟国において回路配置を組み込んだ製品が市場に出回ったことを知ってから2年のうち、先に終了したときは禁止される。

111. 無効性の事例について聴聞する権限を有する国内当局は、登録権利者が意見の陳述や適切な証拠の提出が可能となるよう、登録権利者に通知を行わなければならない。

加盟国の国内立法の下で、前記当局が法的資格を有する国内官庁である場合、前条の意見書や証拠は通知から2ヶ月以内に提出されなければならない。前条で規定された期間の終了前に、当該者は更に2ヶ月間の期間延長を申請することができる。

本条で言及した期間が終了する際、法的資格を有する国内官庁は、登録の無効性について裁定し、決議書において当該者に通知しなければならない。

112. 登録の無効性の裁定に必要である場合、法的資格を有する国内当局は、登録権利者に対して、第89条に該当する出願手続きの関連書類のうち1又はそれ以上の提出を要求することができる。

## 題目V 工業意匠

### 第1章 保護の要件

113. 製品の本来の目的や使用方法を変更しない、線図の配列、色彩の組み合わせ、二次元又は三次元の外形、線図、輪郭線、形状、構造、又は材料から生じる製品の特殊な外見は、工業意匠とみなされる。

114. 工業意匠の登録の権利は、創作者に属する。この権利は生存者間の取引や相続による承継により移転することができる。登録の権利者は、自然人又は法人であつてよい。

2 人又はそれ以上の者が工業意匠を共同で創作した場合、登録の権利は、その者全てに共同で属する。

2 人又はそれ以上の者がそれぞれ別々に同じ工業意匠を創作した場合、登録は、それに関する最初に出願した、若しくは最も早い優先権を主張した創作者又は権利を承継した者に与えられる。

115. 新規性のある工業意匠は、登録の資格を有する。出願日又は有効に主張された優先権以前に、説明、使用、市場活動、その他の手段によって、場所や時を問わず公に知られた工業意匠は、新規性があるとはみなされない。

工業意匠が先行の創作物に関して二次的な相違を具現化する、又は、前記創作物が属する物品の分類と異なる物品について言及しているという事実だけでは、新規性があるとはいえない。

116. 下記のものは登録の資格を有しない。

(a) 登録が求められる加盟国の領域において、商業上の利用がモラルや公序良俗の秩序を守るために阻止されるべき工業意匠。この点に関して、工業意匠の商業上の利用は、そのような利用を禁止又は規制する法律又は管理規定が存在するという理由のみでは、モラルや公序良俗に反しているとはみなされない。

(b) 創作者の任意の関与を必要とすることなく、外観が、技術的特徴を考慮し又は技術的機能を実現することによって、完全に決定される工業意匠

(c) 機械的に組み立てられるか、一部分を形成する別の製品に連結される意匠を一体化した製品のために、厳密に複製することが必要な形状のみからなる工業意匠。この禁止事項は、その意匠の特色が、製品の組み立て若しくは複合の組み合わせ、又はモジュラーシステム内の相互連結を可能にすることを目的とした形状にある製品の場合には適用はされない。

## 第2章 登録手続き

117. 工業意匠の登録の出願は、法的資格を有する国内官庁に提出され、以下のものを含まなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 工業意匠の図面又は写真。平面の物質に組み込まれた二次元の意匠の場合、その意匠が組み込まれた製品の見本での代用が可能である。
- (c) 必要となる場合委任状
- (d) 規定された費用の支払いを証明するもの
- (e) 該当する場合、工業意匠の登録に対する権利を要求する当事者へ譲渡したことを証明する書類のコピー
- (f) 該当する場合、加盟国において出願された意匠と同一の意匠について言及した同一の出願人又は代理人によって国外で出願された又は取得された工業意匠の又は他の保護される権利の登録出願のコピー

118. 工業意匠の登録の出願申請書は雛型が設けられ、以下のものを含まなければならない。

- (a) 工業意匠の登録の申請
- (b) 出願人の氏名及び住所
- (c) 出願人の国籍又は居住地。出願人が法人である場合、企業の所在地が特定されるものとする。
- (d) 意匠が適用される物品の種類若しくは分類、又はその物品が属する分類及び副分類を明記したもの
- (e) 創作者が出願人でない場合、創作者の氏名及び居住地
- (f) 該当する場合、加盟国において出願された意匠と同一の意匠について言及した同一の出願人又は代理人によって国外で出願された又は取得された工業意匠の又は他の保護される権利の登録出願の出願日、出願番号、出願先の官公庁名
- (g) 該当する場合、出願人の法人代表者の氏名及び住所
- (h) 出願人又は出願人の法人代表者の署名

119. 法的資格を有する国内官庁が出願を受領した日が出願日とみなされる。但し、受領時に少なくとも下記の書類を含んでいた場合に限る。

- (a) 工業意匠の登録が申請される旨の記載
- (b) 出願人若しくは出願を提出した者を特定する、又は、法的資格を有する国内官庁がその者と連絡を取れるようにするための詳細事項
- (c) 工業意匠の図面又は写真。平面の物質に組み込まれた二次元の意匠の場合、その意匠が組み込まれた製品の見本での代用が可能である。
- (d) 規定の費用の支払いを証明するもの

本条に規定された要件のうちいづれかに適応しない場合、法的資格を有する国内官庁は出願が手続き上受理されなかつたとみなし、出願日は割り当てられない。

120. 法的資格を有する国内官庁は、出願日より 15 営業日以内に、出願第 117 条及び第 118

条に規定された形式の要件に適合しているかを審査しなければならない。

形式に関する審査の結果、出願が上段で言及した要件を満たしていない場合、法的資格を有する国内官庁は、その旨を出願人に通知し、出願人は通知日より 30 日以内に出願を修正しなければならない。この期間は、当事者からの要求により、優先権を失うことなく、一度限り 30 日間延長が可能である。

許容された期間が満了したとき、出願人が提示された要件を満たしていない場合、出願は放棄されたとみなされ、優先順位の地位も喪失する。上記内容に影響を与えることなく、法的資格を有する国内官庁は、それでもなお、出願の秘密性を尊重しなければならない。

**121.** 出願が規定された要件を満たした場合、法的資格を有する国内官庁はその公開を命じなければならない。

**122.** 公告日から 30 日間以内であれば、正当な利害関係を有する者は誰でも、工業意匠の登録の無効性に関して、理由を添えて異議申立てを申請することができる。

当事者の要求により、法的資格を有する国内官庁は、異議申立てを立証するために更に 30 日間の期間延長を認めなければならない。

根拠のない異議申立ては、国内法の規定に該当する場合、処罰の対象になる。

**123.** 異議申立てが行われた場合、法的資格を有する国内官庁は、出願人が 30 日以内に意見書及び適切と考える書類を提出できるようにするため、その旨を通知しなければならない。当事者の要求により、法的資格を有する国内官庁は、応答のために更に 30 日間の期間延長を認めなければならない。

**124.** 前条に規定された期間が満了したとき、又は、異議申立てが行われなかつた場合、法的資格を有する国内官庁は、出願の保護の対象が第 113 条及び第 116 条の規定に適合するかを審査しなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、先行する法的に有効な権利又は工業意匠の新規性の欠如を根拠として異議申立てが行われた場合を除いて、職権により出願の新規性の審査を行つてはならない。

上記内容に影響を与えることなく、工業意匠が明らかに新規性を欠いている場合、法的資格を有する国内官庁は、職権により出願を拒絶できる。

**125.** 出願人の書面による同意書が得られている場合を除いて、公開命令に先立つ期間が終了するまでは、工業意匠の登録の出願は、第三者に参照されてはならない。

工業意匠登録の出願人が出願に由来する権利を自分に対して主張したと証明する者は誰でも、たとえ公告の前であっても、また、たとえ出願人の同意がなくても、出願を参照することができる。

**126.** 規定された要件が満たされた場合、法的資格を有する国内官庁は、工業意匠の登録を認め、対応する登録証を権利者に発行しなければならない。要件が満たされなかつた場合、法的資格を有する国内官庁は登録を拒絶しなければならない。

127. 工業意匠の順番及び分類について、加盟国は、1968年10月作成の「工業意匠の国政分類を設定するロカルノ協定」(現時点での改訂版)を用いなければならない。

### 第3章 登録で与えられた権利

128. 工業意匠の登録の権利は、加盟国において出願日から起算して10年間存続する。

129. 工業意匠の登録は、その権利者に、第三者が当該の意匠を使用することを禁止する権利を与える。そのため、登録権利者には、権利者の同意なしにその工業意匠を組み込んだ又は複製した製品を製造する、輸入する、販売の申出をする、市場に出す、商業上の利用をする第三者に対して、訴訟を起こす権限が与えられる。

登録によって、製品の意匠が権利保護された意匠とほんの一部分のみ異なる、又は、外観が同一であるものを生産又は市場に出した者に対しても、同様に訴訟を起こす権利が与えられる。

130. 工業意匠に与えられた権利保護は、機械的に組み立てられるか、一部分を形成する別の製品に連結される意匠と一体化した製品のために、厳密に複製することが必要な要素又は特徴にまでには及ばない。その限定は、その製品の意匠が、製品の組み立て若しくは複合の組み合わせ、又はモジュラーシステム内の相互連結を可能にすることを目的とした形状において具現化されたものであるものには適用されない。

131. 工業意匠の登録は、その意匠を組み込んだ又は複製した製品が、権利者若しくは権利者の同意を得た者又は経済的に関連のある者によっていざれかの国で市場に出回った後で、第三者が、その製品に関して商業的活動に従事することを禁止する権利を与えるものではない。上段の適用において、二者が経済的に関連があるとみなされるのは、工業意匠の利用に関して一方が他方に対して直接的若しくは間接的に決定的な影響を与えることができる場合、又は、第三者が両者に対してそのような影響を与えることができる場合である。

132. 法的資格を有する国内当局は、以下の場合、職権により又は何人からの要求によりいつでも、工業意匠の登録の絶対的無効性を裁定しなければならない。

- (a) 登録の保護対象が第113条に該当する工業意匠を構成しない場合
- (b) 工業意匠が第115条に規定された保護の要件を満たさない場合
- (c) 登録が、第116条の規定に従って工業意匠の保護から除外された権利保護対象に対して付与された場合
- (d) 管理行為に関する国内法に規定された絶対的無効性の原因が存在する場合

133. 第17条、第34条、第53条(a)、(b)、(c)、(d)、第56条、第57条、第70条、第74条、第76条、第77条、第78条、及び第79条の規定は、工業意匠に適用される。

## 題目VI 商標

### 第1章 商標登録の要件

134. 本規定において、市場において商品や役務を区分することができる標章は、商標の構成要素となる。図的表現が可能な標章は商標として登録ができる。商標が付される製品又は役務の本質は、いかなる場合も、その登録の妨げにはならない。とりわけ、下記の標章が、商標の構成要素となる。

- (a) 言葉、又は言葉の組み合わせ
- (b) 画像、肖像、記号、図形、ロゴタイプ、モノグラム、ポートレート、ラベル、紋章及び盾形紋
- (c) 音響及び匂い
- (d) 文字及び数字
- (e) 輪郭の色、又は色の組み合わせ
- (f) 商品の形状、容器又は包装
- (g) 上記副段落に規定された標章又は要素のいずれかの組み合わせ

135. 下記の標章は商標とはみなされない。

- (a) 前条の第1段落に基づいて商標の構成要素となることができない標章
- (b) 識別性に欠ける標章
- (c) 商品若しくは包装のありふれた形状、又は、当該製品若しくは役務に特有の本質若しくは機能により決定付けられる形状若しくは特徴のみからなる標章
- (d) 製品若しくは役務に機能的若しくは技術的利点を提供する形状又はその他の要素のみからなる標章
- (e) 商取引において、質、量、目的、価値、原産地、若しくは製造時期を記載する目的、又は、記号若しくは記述が用いられる商品又は役務に関して、商品又は役務を称える表現を含めて、他のデータ、特徴、又は情報を開示する目的を果たす、記号又は記述のみからなる標章
- (f) 当該製品若しくは役務の総称的な又は技術的な名称である記号又は記述のみからなる標章
- (g) 当該国の日常言語若しくは用法に関する製品又は役務について一般的でありふれた名称になったものののみからなる標章
- (h) 特定の形状を与える区分なしに、分離した色彩からなる標章
- (i) 特に、当該の商品又は役務の出所、本質、製造方法、特徴、若しくは品質、又はそれらの目的の適合性について、業界又は公衆を欺くおそれのある標章
- (j) 保護された原産地名称を複製、模倣、又は包含し、その使用が、前記名称との混同、若しくは前記名称を連想させる危険性、又は、評判を悪用するおそれのある標章
- (k) ワイン及び蒸留酒の保護された原産地名称を含む標章
- (l) 標章が付される対象の商品や役務に関して、混同を生じるおそれのある国内又は外国の地理的表示を含む標章
- (m) 法的資格を有する当局の許可なしに、商標又は商標の要素として、紋章、旗、記章、又

は国家に採択された支配や権限を示す公式な記号やマーク、及び紋章としてのそれらの模倣、及び、国際機関の紋章、旗、他の記章、国際機関の名称、又はその短縮された名称を複製、又は模倣した標章

(n) 技術基準に適合していることを示す表示を複製又は模倣した標章。ただし、加盟国において基準及び質の要件を決定する国内の団体によって申請された場合を除く。

(o) 加盟国内外で保護されている植物の種類の名称を複製、模倣、又は包含する標章。ただし、標章がその植物の種類に関連した商品や役務に用いられるよう意図されている場合、又は、そのような使用がその植物の種類との混同や連想を招くおそれがある場合に限る。

(p) 法律、道徳、公序良俗の秩序、又は適切な慣例に反する標章。

副段落(b)、(e)、(f)、(g)、(h)の規定にもかわらず、登録の申請者、又はその代表者が加盟国においてその標章を継続的に使用しており、且つ、そのような使用によって、それが付された商品や役務に関して識別性が得られた場合、標章は商標として登録することができる。

**136.** 事業においてその使用が、特に下記に該当するような、第三者の権利を不当に害する標章は商標として登録できない。

(a) 標章が、同一の商品若しくは役務について、又は、その使用が混同若しくは連想を生じさせるおそれがある商品若しくは役務について、第三者によって先に登録出願された又は登録された商標と同一又は類似している場合

(b) その使用が、特定の状況下で、混同又は連想を生じさせるおそれのある限りにおいて、保護されたトレードネーム、ラベル、又はビジネスサインと同一又は類似している場合

(c) その使用が、特定の状況下で、混同又は連想を生じさせるおそれのある、出願された又は登録されたキャッチフレーズと同一又は類似している場合

(d) 出願人が、加盟国内外で保護された標章の所有者の、代表者若しくは販売者、又は明示的に認可を得た者である場合、状況によって、混同又は連想を生じさせるおそれのある、識別性を有する第三者の標章と同一又は類似している場合

(e) 特に、出願人以外の者、又は出願人以外の者として関連ある公共の部門によって確認されている者の名前、苗字、署名、肩書き、愛称、ペンネーム、肖像画、似顔絵、風刺画などといった、営利若しくは非営利の法人格を有する団体、又は自然人の同一性若しくは名声に影響を与える標章からなる場合。ただし、その者の同意(その者が死亡しているときは相続人の同意)が証明されている場合を除く。

(f) 第三者の産業財産権又は著作権を侵害する標章からなる場合。ただし、同意書が得られている場合を除く。

(g) 先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前、或いは、商品、役務、又はその手続き上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる場合。ただし、出願がコミュニティ自体によって、又は明示の同意を得てなされた場合を除く。

(h) 標章が付される対象が商品か役務かにかかわらず、第三者が所有者である著名で識別性のある標章の全て若しくは一部の複製、模倣、翻訳、字訳、又は複写を構成し、その使用が、第三者又は第三者の商品或いは役務との混同やそれらを連想させることを生じるおそれ、若しくは、標章の名声の悪用、若しくは独特の権限若しくは商業価値や宣伝価値の希釈を招くおそれがある場合

137. 法的資格を有する国内官庁は、登録が、不正競争行為を犯し、促し、強化することを目的として申請されたと判断するのに正当な根拠を有する場合、登録を拒絶することができる。

## 第2章 登録の手続き

138. 商標登録出願は法的資格を有する国内官庁に提出され、商品又は役務の1分類に関し、また、下記の書類を含まなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 図形の要素、形状若しくは色彩を特徴とする文字商標、又は、色彩つき若しくは色彩なしの、造形的な複合若しくは三次元の商標の場合においては、当該商標の複製
- (c) 必要となる場合、委任状
- (d) 規定の費用の支払いを証明するもの
- (e) 該当する場合、第135条及び第136条で規定された各事案で必要とされる、権限を示すもの
- (f) 該当する場合、登録の権利を付与した当局が発行した原産地国の登録証明書、及び、出願人がパリ条約の第6条の5に規定された権利行使を希望する際、国内法で定められている場合は、所定の費用の支払いを証明するもの

139. 商標登録出願の一部を形成する申請書は、雛型が設けられ、以下のものを含まなければならない。

- (a) 商標の登録の申請
- (b) 出願人の氏名及び住所
- (c) 出願人の国籍及び居住地。出願人が法人である場合、企業の所在地が特定されるものとする。
- (d) 該当する場合、出願人の法人代表者の氏名及び住所
- (e) 図形の要素、形状、色彩を伴わずに、文字だけによる商標の場合、商標が登録されるべき旨の陳述
- (f) 商標の登録が求められる商品や役務に関する明示の言及
- (g) 商品又は役務が属する分類の言及
- (h) 出願人又は出願人の法人代表者の署名

140. 法的資格を有する国内官庁が出願を受領した日がその出願日とみなされるものとする。ただし、受領時に出願が少なくとも以下のものを含んでいかなければならない。

- (a) 商標の登録が申請される旨の言及
- (b) 出願人若しくは出願を提出した者を特定する、又は、法的資格を有する国内当局がその者と連絡を取れるようにするための詳細事項
- (c) 登録が求められる商標、特定の図形の要素、形状若しくは色彩を伴った文字商標、又は、色彩つき若しくは色彩なしの、造形的な複合の若しくは三次元の商標の場合においては、商標の複製
- (d) 商標の保護が求められる商品又は役務を明示の陳述
- (e) 規定の費用の支払いを証明するもの

本条における項目のいずれかが欠落している場合、法的資格を有する国内官庁は、出願が手続き上受理されなかつたとみなし、出願日は割り当てられない。

141. いずれかの国で、公式に承認されて開催された展覧会で、商品や役務を特定するために商標を使用した日付を、当該商標の登録出願の出願日として主張することができる。ただし、商標を付した商品又は役務が最初に展示された日から 6 ヶ月以内に登録が申請された場合に限る。この場合、展示された日に出願がなされたとみなされる。

本条項記載の条件は、その展覧会で権限を有する機関が発行する証明書をもって証明され、当該商品又は役務に関して商標が最初に使用された日付が明記されなければならない。

142. 出願人が工業所有権の保護に関するパリ条約の第 6 条の 5 に規定された権利の利用を希望する場合、出願人は、当該出願の出願日から 3 ヶ月以内に原産地国での商標の登録証明書を提出しなければならない。

143. 商標登録の出願人は、出願手続きのいかなる段階においても出願の修正を要求することができる。出願人は事務的な誤りの訂正に対しても同様に要求することができる。

また、法的資格を有する国内官庁も、出願手続きのいかなる段階においても出願人に出願における修正を提唱できる。修正の提唱は、第 144 条の規定に従って手続きされなければならない。

いかなる場合も、標章の実態的側面の変更を引き起こす修正、又は、出願において当初特定されていた商品若しくは役務の範囲を広げるような修正は行ってはならない。

国内における規定が認める場合、修正の要求に対して費用を課すことができる。

144. 法的資格を有する国内官庁は、出願日から 15 日以内に、出願が第 135 条及び第 136 条で規定された形式の要件を満たしているかを審査しなければならない。

審査の結果、形式に関して出願が上段記載の要件を満たしていない場合、法的資格を有する国内官庁は出願人にその旨を報告し、出願人は通知日から 60 日以内に前記要件を満たさなければならない。上記期間の満了時に、出願人が要件を満たさなかった場合、出願は放棄されたものとみなされ、優先的地位は喪失する。

145. 登録出願が本章で規定された形式の要件を満たしている場合、法的資格を有する国内官庁は、公告を命じなければならない。

146. 公告日から 30 日以内に、正当な利害関係を有する者は誰でも、商標の登録に疑念があることにつき、理由を添えて異議を申し立てることができる。

当事者の要求に応じて、法的資格を有する国内官庁は、異議申立てを支持する証拠の提出のために更に 30 日の期間延長を認めなければならない。根拠のない異議申立ては、国内法によつては、罰せられる場合がある。

第 153 条に記載の猶予期間経過後 6 か月以内に申し立てられた出願に対する異議は、出願された登録と同時に存在する商標に基づいてなされている場合、受理されないものとみなす。

147. 前条の規定の適用において、商標の使用が公衆に誤解を与えるおそれのあるものに関する商品又は役務について同一の又は類似の商標の権利者と、いずれかの加盟国において当該商標の登録を最初に出願した者の両者が、他の加盟国において異議申立てを行うことに関する

して正当な利害関係を有すると理解される。両者において、異議申立人は、異議申立てが行われた加盟国の市場で真に利害関係を有することを証明しなければならず、異議申立て時に登録の申請をしなければならない。

本条の規定に基づき加盟国のうちのいずれかにおいて先に登録された商標に基づく異議申立てが行われた場合、法的資格を有する国内官庁には、第二の商標の登録を拒絶する権限が与えられる。

本条の規定に基づき加盟国のうちのいずれかにおいて先に登録された商標の登録出願に基づく異議申立てが行われた場合、第一の商標が登録されるまでは第二の商標の登録が延期される。この場合、上段の規定が適用される。

**148.** 異議申立てが行われた場合、法的資格を有する国内官庁は出願人にその旨を通知し、出願人は 30 日以内に、意見書を提出し、また、適切であると判断した証拠を提出することができるようしなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、当事者の要求により、応答を支持する証拠の提出のために、一度限り更なる 30 日間の期間延長を認めなければならない。

**149.** 法的資格を有する国内官庁は、下記のいずれかに該当する場合は、異議申立てを認めなければならない。

- (a) 異議申立てが、異義申立人及び異議申立ての対象となる出願に関して必要となる情報を欠いて申請された場合。
- (b) 異議申立てが、指定期間外で申請された場合。
- (c) 異議申立てに手続きに必要な費用が支払われていない場合。

**150.** 第 148 条で規定された期間の満了した際、又は、異議申立てが行われなかつた場合、法的資格を有する国内官庁は、登録性の審査へと手続きを進めなければならない。

異議申立てが行われた場合、法的期間を有する国内官庁は、異議申立ての裁定、及び、商標登録の権利付与又は拒絶についての裁定に関する決定通知を発行しなければならない。

**151.** 商標が付される商品及び役務の分類について、加盟国は、「標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」(1957 年 7 月 15 日作成、現時点での改正版)を採用しなければならない。

上段記載の国際分類による分類は、明示的に言及されている商品及び役務の類似性又は非類似性を決定付けるものではない。

### 第3章 登録で与えられた権利及び制限

152. 商標の登録の権利は、付与日から起算して10年間存続し、10年ごとに更新することができる。

153. 登録権利者又は正当な利害関係を有する者は誰でも、権利期間満了前6ヶ月以内に、法的資格を有する国内官庁に登録の更新を申請しなければならない。

ただし、登録権利者及び正当な利害関係を有する者の両者には、権利期間満了後6ヶ月間の猶予期間が与えられており、その期間内に更新申請をすることができる。そのためには、所定の費用の支払いを証明するものを提出し、加盟国の国内規定が認める場合、対応する追徴金を同時に支払わなければならない。猶予期間中は、商標の登録は完全に有効のままである。更新において、商標の使用の証拠は要求されず、当初の権利期間と同じ期間分自動的に更新される。権利者は、当初の登録において特定された商品又は役務を減らすか制限することができる。

154. 商標の独占的な使用の権利は、当該法的資格を有する国内官庁に当該商標の登録することによって得られる。

155. 商標の登録によって、権利者は、権利者の同意を得ずに下記の行為のいずれかを行う第三者に対して訴訟を起こす権利を有する。

- (a) 登録された商標の対象となる商品、若しくは登録された役務に関係した商品、若しくは容器、包装紙、包装、又はその他製品を贈呈するための手段に、商標或いは同一又は類似した識別性を有する標章を使用、又は添付すること。
- (b) 登録された商標の対象となる商品、若しくは登録された役務に関係した商品、若しくは容器、包装紙、包装、又はその他商品を贈呈するための手段に商標が付された或いは添付された後で、商業上の目的のためにその商標を取り外す、又は変更すること。
- (c) 商標を複製した又は含んだラベル、容器、包装紙、包装、その他の物を製造すること、及びこれらの材質を市場に出す、又は仕入れること。
- (d) 商品又は役務に関して商標と同一の又は類似した標章を、商取引において使用し、その使用が登録権利者との混同又は連想を招くおそれがある場合。同一の標章が同一の商品又は役務に対して使用される場合、混同の危険性があると推定される。
- (e) 商品又は役務について著名な商標と同一の又は類似した標章を、商取引において使用し、その使用が、商標の識別性、若しくは商標の市場又は宣伝価値の希釈により、又は、商標若しくは登録権利者の名声の不当な利用により、登録権利者に不当な経済上若しくは商業上の損害をもたらすおそれのある場合。
- (f) 著名な商標と同一の又は類似した標章を公的に使用し、その使用が、非商業上の目的であっても、商標の識別性、若しくは商標の市場若しくは宣伝価値の希釈、又は、商標若しくは登録権利者の名声の不当な利用を招くおそれのある場合。

156. 前条の副段(e)及び(f)の規定の適用上、特に、下記の行為が、商取引における標章の第三者による使用とみなされる。

- (a) 商品又は役務を市場に出すこと、販売すること、販売の申出を行うこと、又は標章をして譲渡すること
- (b) 標章が付された商品を輸入すること、輸出すること、仕入れること、又は出荷すること
- (c) 広告、刊行物、商取引に関する書類、又は、書面若しくは口頭での伝達において、標章を使用すること。なお、伝達の手段は問わず、宣伝に関して該当するいずれの規定にも影響を与えることはないものとする。

157. 第三者は、登録商標の権利者の同意を得なくても、商取引において、第三者自身の氏名、居住地、又はペンネーム、地理的名称、商品の生産又は役務の提供の種類、質、量、目的、価値、出所の場所、生産又は提供時期、その他の特徴に関する他の特定の称号を使用することができる。ただし、その使用が善意でなされ、商標としての使用を構成しない場合、及び、その使用が特定又は情報の目的に限定され、商品又は役務の出所に関して公衆に誤解を招くおそれがない場合に限る。

商標登録の権利者は、登録によって第三者に対して、比較広告の使用を含めて、宣伝するため、販売の申出をするため、合法的に商標が付された商品又は役務の存在又は利用を宣伝するため、又は、スペアパーツ又は登録商標を付した商品と共に用いられる付属品の互換性又は適合性を宣伝するために商標を使用することは禁止できない。ただし、そのような使用が善意によるもので、公衆に知らせる目的のために限定、当該商品又は役務の企業の出所に関して誤解や混同を招くおそれのない場合に限る。

158. 特に、商品及び商品と直接関連のある容器又は包装が、改良、変更、又は劣化しない場合、製品が、登録権利者によって、又は、登録権利者の同意を得た又は登録権利者と経済的に関連のある別の者によって、いずれかの国の市場に出回った後は、商標登録の権利者は、登録によって第三者に対して、前記登録によって保護された製品に関する商業上の行為に携わることを阻止することはできない。

上段の適用において、二者が経済的に関連があるとみなされるのは、工業意匠の利用に関して一方が他方に対して直接的又は間接的に決定的な影響を与えることができる場合、又は、第三者が両者に対してそのような影響を与えることができる場合である。

159. 準地域において、権利者が異なる、同一の商品又は役務に対する同一の又は類似した商標登録が存在する場合、当該加盟国の領域において、その商標により確定される品物又は役務の市場取引は禁止される。ただし、そのような市場取引を許可する合意が前記商標の権利者間で交わされた場合を除く。

上記の合意がなされた場合、当事者は、一般消費者に充分な情報を提供するため、本質的に際立った特徴を伴う商品又は役務の出所を確定するための取決め等のような、当該の品物又は役務の出所について公衆の混同を防ぐために必要な措置を採用しなければならない。このような取決めは、法的資格を有する国内官庁に登録され、商取引慣行及び競争促進の規則に適合しなければならない。

いずれの場合も、第 166 条の第 1 段落に規定されている状況が該当する商品又は役務の輸入は、その商標が輸入国の領域において使用されていない場合、禁止されない。ただし、前記商標の権利者が法的資格を有する国内官庁に対して、商標の不使用が合法的な要因に帰する

ものであるということを証明した場合を除く。

160. 商標が地理的名称からなる場合、製品の製造場所が明確に判読できる形態で特定されない限り、製品の市場取引を行うことはできない。

## 第4章 商標の使用許諾及び移転

161. 登録された商標又は登録手続きが係属中の商標は、それが属する商取引の有無を問わず、生存者間の取引や相続による承継によって移転することができる。

商標登録の権利の移転は、法的資格を有する国内官庁に登録される。登録を怠った場合、権利の移転は第三者に対して法的に抵抗できない。

登録の適用において、権利の移転は書面で明示されなければならない。

利害関係を有する者は誰でも権利の移転の登録を申請することができる。ただし、権利の移転が混同を招くおそれがある場合は、法的資格を有する国内官庁は、その登録を拒絶することができる。

162. 登録された商標又は登録手続きが係属中の商標の所有者は、1人又はそれ以上の第三者に対して当該商標を使用することを許諾できる。

商標の使用権は、法的資格を有する国内官庁に登録しなければならない。

登録を怠った場合、使用権は第三者に対して法的に抵抗できない。

登録の目的において、使用権は書面で証明されなければならない。

利害関係を有する者は誰でも使用権の登録を申請することができる。

163. 法的資格を有する国内当局は、「外国資本の取り扱い及び商標、特許、ライセンス、特許使用料に関する一般規定」、又は、自由競争を制限する商取引活動についてのコミュニティ又は国内の規定に適合しない使用権又は商標権の移転に関する契約の登録を行ってはならない。

164. 使用許諾期間中に商標の登録権利者の氏名及び住所に変更があった場合、登録権利者は法的資格を有する国内官庁に届出をしなければならない。そうしない場合は、登録簿の記載にある事項に従って作成された通知が有効であるとみなされる。

## 第5章 登録の取消

165. 加盟国の少なくとも 1 カ国において、取消の手続きが開始された日に先立って継続して 3 年間、商標が権利者、被許諾者、又はこの目的のために権限が与えられた他者によって、正当な理由なく使用されなかった場合、法的資格を有する国内官庁は、利害関係を有する当事者の要求に応じて、商標の登録を取り消さなければならない。商標の不使用による登録の取消は、使用されていない商標に基づいてなされた異議申立行為における防御手段としても主張することができる。

上段の規定にもかかわらず、行政上のルートに関連する当該商標の登録手続きが尽きたという決定の通知日から 3 年間が経過するまでは、取消の手続きは開始することができない。

商標の不使用が、商標登録の対象となる商品又は役務のうち 1 つ又はいくつかのみに影響する場合、登録に含まれた商品又は役務のリストからの削減又は制限が命じられ、その際、商標が使用されなかった商品又は役務が抹消される。そのためには、商品又は役務の同一性又は類似性が正しく考慮されなければならない。

登録権利者が、不使用がとりわけ不可抗力又は不測の事態によるものであると証明した場合、登録は取り消すことができない。

166. 商品又は役務の本質及び市場活動が行われる状態を適切に配慮したところ、商標によって識別される商品又は役務が、通常あり得る量と方法において、市場に出回っている、又は入手可能な状態であるときは、商標は使用されていると理解される。

上段の規定に従って、商標が加盟国のいずれかから輸出された商品を独占的に識別する場合も同様に、使用されているとみなされる。

その識別性を変えない詳細や要素に関してのみ、商標の使用方法が登録内容と異なる場合は、不使用による登録の取消の原因とはならず、商標に対する保護も弱まらない。

167. 商標の使用の立証責任は、登録権利者側にある。

商標の使用は、とりわけ、商標によって認識された商品の販売の規則性及び規模を表す商取引における請求書、会計書類、又は監査証明書を用いて証明することができる。

168. 有利な裁定を確保する者は登録に対して優先的な権利を有する。その権利は、取消請求の申請から、取消の裁定が行政上の手続きにおいて確定したときより 3 ヶ月経過するまで、主張することができる。

169. 登録された商品又は役務の 1 つ又はそれ以上を識別ないし特定するにあたって、登録権利者が商標をありふれた又は一般的な標章にしてしまった場合、法的資格を有する国内官庁は、職権により又は当事者の要求に応じて、登録の取消又はその範囲の制限を命じなければならない。

業界において及び公衆にとって、商標が、それが付される製品又は役務について企業の出所を特定するものとしての識別性を失った場合、商標はありふれた又は一般的な標章となつたと理解される。これらの適用において、下記の要因が商標に関連して存在しなければならない。

- (a) 市場において当該製品若しくは役務を特定若しくは識別する適切な名称又は記号が他に存在せず、競業者が活動を行うためにその標章を使用する必要性
- (b) 公衆により及び業界において、商標をありふれた又は一般的な標章として、当該製品又は役務に広範囲に及んで使用していること
- (c) 商標が特有の企業の出所を示すという事実を、公衆が知らなかつたこと、又は、その事実に対して限定期に認識をしていたこと

**170.** 取消請求を受理した際、法的資格を有する国内官庁は登録商標の権利者にその旨を通知し、特許権者はその通知より 60 営業日の期間内に、適切であると判断した意見書及び証拠を提出しなければならない。

本条で言及した期間が満了した際、法的資格を有する国内官庁は、商標の登録を取り消すか否かを決定し、決定書において当事者にその決定内容を通知しなければならない。

## 第6章 登録の放棄

171. 登録の権利者はいつでも登録における権利を放棄することができる。  
放棄が部分的である場合、関連する商品又は役務のみに対して影響する。  
法的資格を有する国内官庁に権利に対する制限又は第三者の権利が登録されている場合、放  
棄は認められない。ただし、前記権利者が明示の合意を示している場合を除く。  
商標の放棄は法的資格を有する国内官庁に登録されたときから効力を発する。

## 第7章 登録の無効性

172. 法的資格を有する国内当局は、商標の登録が、第134条の第1段落、及び第135条の規定に抵触して認められた場合、職権により又は当事者の要求に応じていつでも、商標の登録の絶対的無効性を宣告することができる。

法的資格を有する国内当局は、商標の登録が、第136条の規定に抵触して認められた場合、又は、悪意によって得られた場合、職権により又は当事者の要求に応じて、商標の登録の相対的無効性を宣告することができる。この行為は、当該登録の権利付与日から5年を経過した後は禁止される。

上記記載の行為は、国内法の下で発生する損害及び不利益を受けるいかなる者に対しても影響を与えるものではない。

商標の登録は、無効性が決定されたときまでに該当しなくなった理由のために、無効性を宣告されない。

無効性の原因が、商標が登録された商品又は役務の1つ又はいくつかにのみ該当する場合、その無効性はそれらの商品又は役務に関してのみ宣告され、商標の登録から削除される。

173. 第78条の規定は本章に適用される。

## 第8章 登録の消滅

174. この決定事項で規定された通り、権利者又は正当な利害関係を有する者が、猶予期間を含んだ法的期限内に更新の申請を行わなかった場合、商標登録の権利は消滅する。

加盟国の国内法で認められた期限内に費用を支払わなかった場合も同様に、権利消滅の原因となる。

## 題目VII キャッチコピー

175. 加盟国は国内法を遵守してキャッチコピーを商標として登録することができる。  
キャッチコピーとは、商標を補足するために用いられた単語、フレーズ、又は短い説明文であると理解される。
176. キャッチコピーの登録申請は、それが用いられる予定である出願中の、又は登録された商標を特定しなければならない。
177. キャッチコピーは、類似した商品又は商標に不利益を与えるような商品、商標、又は表現への言及を含む場合は登録できない。
178. キャッちコピーは、関連する商標と併せて移転されるものとし、その効力は商標の効力次第とする。
179. 本決定事項の商標に関する題目の関連規定は、本題目に適用される。

## 題目VIII 団体商標

180. 団体商標とは、商品又は役務の出所や他の一般的な特性を所有権者の管理の下で標章を使用する異なる会社と識別するために供される標章であると理解される。

181. 法律で定められた生産者、製造者、役務提供者の組合、組織、又は団体は、市場において構成員の商品又は役務を識別するために団体商標の登録を申請することができる。

182. 登録の出願は、それが団体商標の登録出願であることを特定し、下記のものを伴わなければならない。

(a) 団体商標の登録を申請する組合、組織、又は団体の規則のコピー

(b) 構成員のリスト

(c) 団体商標が商品又は役務に関連して使用されるべき条件と形式の陳述

団体商標の登録がなされた後は、組合、組織、又は団体は、本条記載の書類のいずれかの内容に変更があった場合は、法的資格を有する国内官庁にその旨の届出をしなければならない。

183. 団体商標は、組合、組織、又は団体の内部規定に従って、権利の移転又は使用許諾が認められる。

移転及び使用許諾は、第三者に対抗するために、法的資格を有する国内官庁に登録されなければならない。

184. 本決定事項の商標に関する題目の関連規定は、本題目に適用される。

## 題目IX 認証マーク

185. 認証マークとは、その質や他の特質が商標の所有権者に認証された商品又は役務に付されることを意図した標章であると理解される。

186. 私法、公法、若しくは州局の下での事業団体若しくは機関、又は地域若しくは国際機構は、認証マークの所有権者となり得る。

187. 認証マークの登録出願は、所有権者の認証によって保護される商品又は役務を特定し、商標の存在によって保証される特徴を定義し、また、商標の使用の認可前後にその特徴に対して支配される態様を説明する、商標の使用の規則に適合しなければならない。

使用の規則は商標と共に登録されなければならない。

認証マークの使用の規則に対する修正は、法的資格を有する国内官庁への届出が必要である。使用の規則に対する修正は、対応する登録簿への記載によって第三者に対して対抗できる。

188. 認証マークの所有権者は、何人にも、商標の使用の規則に定められた条件を満たす製品又は役務を使用する権限を与えることができる。

認証マークは、所有権者自身が生産した、提供した又は、市場活動を行った商品又は役務に関連して使用されなければならない。

189. 本決定事項の商標に関する題目の関連規定は、本題目に適用される。

## 題目X トレードネーム

190. トレードネームとは、経済活動、事業、又は商取引に関する組織を確定する標章であると理解される。

企業又は組織は、1つ以上のトレードネームを所有することができる。企業又は組織のトレードネームは、とりわけ、法人の名称、ビジネススタイル、業者又は商取引企業の登録された他の名称により構成される。

トレードネームは法人の名称又はビジネススタイルから独立しており、両者は共存しうる。

191. トレードネームに対する独占権は、商取引における最初の使用によって獲得され、トレードネームの使用が終了したとき、又はトレードネームを使用する企業又は組織の活動が終了したときに消滅するものとする。

192. 同一又は類似の識別性を有する標章の使用がトレードネームの所有権者の事業、若しくは商品若しくは役務との混同又は連想を生じさせるおそれがある場合、所有権者は、第三者が商取引においてその標章の使用を禁じることができる。これは、トレードネームが著名であれば、使用が当該所有権者に不当な経済的又は商業的損害を与える場合や、所有権者の氏名や事業の名声を悪用するおそれのある場合にも適用される。

第155条、第156条、第157条、第158条の規定はトレードネームに関して適用される。

193. 各加盟国の国内法に従って、トレードネームの所有権者は法的資格を有する国内官庁に登録、又は寄託することができる。登録又は寄託は、文字にて宣言される。独占的使用に対する権利は、第191条で規定された状態でのみ獲得される。

194. 下記のいずれかの場合、標章はトレードネームとして登録することができない。

- (a) 全体的又は部分的にモラルや公序良俗の秩序に反する標章からなる場合
- (b) その使用が、同一性、本質、活動、販売、又はトレードネームと共に特定された事業または組織の側面について、業界又は公衆の心理において、混同を生じるおそれがある場合
- (c) その使用が、法人の起源、又は事業が生産する若しくは市場に出す商品又は役務の出所やその他の特性について、業界又は公衆の心理において、混同を生じるおそれがある場合
- (d) トレードネームの登録が先に申請又は認められた場合

195. 登録の適用において、法的資格を有する国内官庁は、トレードネームが前条の規定と矛盾していないかを審査しなければならない。加盟国は自国の法律に従って、使用の証拠を要求することができる。

商標に用いられる商品又は役務の分類は、トレードネームの登録に適用される。

196. トレードネームが登録された場合、登録又は寄託の日から10年間権利が存続し、同等の期間分更新が可能である。

197. トレードネームの登録権利者は、登録における権利を放棄することができる。トレー

ドネームの登録の放棄は、法的資格を有する国内官庁に記録されて法的効力を有する。

198. トレードネームの登録の更新は、権利期間満了前の 6 ヶ月以内に法的資格を有する国内官庁に手続きされなければならない。ただし、トレードネームの所有権者は、更新の申請がなされた登録の権利期間満了後 6 ヶ月間の猶予期間を有しており、その期間内に加盟国の国内法に規定された費用の支払いを証明するものを提出することができ、追徴金が必要な場合は追徴金も同時に支払わなければならない。当該期間中は、トレードネームの登録は完全に効力を有したままである。

更新の適用において、法的資格を有する国内官庁は、国内法に応じてトレードネームの使用を証明するものを要求することができる。いかなる場合であっても、更新は元の登録と同等の期間において効力を有する。

199. 登録されたトレードネーム、又は登録出願されたトレードネームの移転は、商標の移転に適用される手続きに従い法的資格を有する国内官庁に登録され、該当する場合、同様に費用が必要となる。それにもかかわらず、トレードネームの移転は、トレードネームを使用する事業又は組織の移転を伴う場合にのみ可能である。

トレードネームの使用許諾は可能である。国内法が規定する場合は、使用許諾は法的資格を有する国内官庁に登録されなければならない。

## 題目XI ラベル、ビジネスサイン

200. ラベル又はビジネスサインの保護又は寄託は、各加盟国の国内法に定められている通りに、トレードネームについての規定によって管理されなければならない。

## 題目XII 地理的表示

### 第1章 原産地名称

201. 原産地名称とは、ある特定の国、地方又は場所のそれではなしに特定の地域を指し、その中に、自然的及び人的要因の両者を含めてそれが製造される専ら又は本質的に地理的環境により質、評価又は他の特徴の源がある製品を特定するために用いられる、ある特定の国、地方、場所、又は、地理上の名称において存する地理的な表示であると理解される。

202. 以下のものは、原産地名称とはなり得ない。

- (a) 第201条の定義に合致しないもの
- (b) 当該製品を識別する日常的又は一般的な用語であるもの。すなわち、当該分野の知識を有する者及び一般大衆の両方にそのようにみなされる用語であるもの。
- (c) 適切な慣習又は公序良俗の秩序に反するもの。
- (d) 地理的な出所、本質、製造方法、品質、評価、当該製品のその他の特徴について公衆に誤解を招くおそれのあるもの

203. 原産地名称の保護は、職権により、又は正当な利害関係を証明する者(原産地名称によって保護される生産品の抽出、生産、又は加工に直接従事する自然人又は法人、及び生産者の組合であると理解される)の要求に応じて宣言されなければならない。国家、州、省、又は地方自治の当局も、原産地名称がそれらの関連する地域について言及している場合、同様に、利害関係を有するとみなされる。

204. 原産地名称の保護の宣言に関する申請は、法的資格を有する国内官庁に書面で提出され、下記のものが特定されなければならない。

- (a) 出願人(複数の場合はそれぞれ)の氏名、住所、居住地、国籍、及び正当な利害関係の証明
- (b) 宣言が申請されたものに関する原産地名称
- (c) 原産地名称によって確定される製品の生産、抽出、又は加工の限定された地理的範囲
- (d) 原産地名称によって表示された製品
- (e) 原産地名称によって表示された製品の品質、評価、その他重要な特徴の説明

205. 申請が検討のうえ受理された場合、法的資格を有する国内官庁は、30日以内に、それが本題目に定められた要件及び加盟国の国内法の要件を満たしているかを確認しなければならない。その際、適正に、商標の形式についての審査手続きを順守しなければならない。

206. 原産地名称の保護の宣誓に関する有効性は、基本となる状況が継続的に存在することを条件として、法的資格を有する国内官庁によって決定される。当該官庁は、前記状況がもはや得られない場合、有効性が終結したことを宣言できる。それにもかかわらず、当事者は、各加盟国の国内法に規定された事務手続き上の要請に影響を与えることなしに、保護が基礎となっている状況が回復されたと考える場合、前記有効性の更新を申請することができる。

原産地名称の保護の宣言は、第 204 条に該当する要素のいずれかに変更があった場合いつでも修正が可能である。この修正は、適正に、保護の宣誓手続きに従わなければならない。

207. 保護された原産地名称を使用する権限は、下記の者によって申請されなければならない。

- (a) 原産地名称によって確定された製品の抽出、生産、又は加工に直接従事する者
- (b) 保護の宣言で特定され、境界を設けられた地理的範囲内で前記活動を行う者
- (c) 法的資格を有する国内官庁によって課せられたその他の要件に適応する者

208. 法的資格を有する国内官庁は、対応する使用の権限を付与することができる。

国内法がそのように規定する場合、原産地名称の受益者を代表する公的又は私的団体もまた、使用の権限を付与することができる。

209. 使用の権限が法的資格を有する国内官庁の管轄内にある場合、申請日から 15 日以内に、権限が認められるか拒絶されるかのいずれかとなる。

210. 保護された原産地名称を使用する権限は、10 年間の権利期間を有し、商標の更新に関する本決定事項に定められた手続きに従って、同等の期間分更新することができる。

211. 商標の更新に関する本決定事項に定められた期間内にその更新が申請されなければ、保護された原産地名称を使用する権限は消滅する。

費用不納の場合も同様に、各加盟国の国内法で規定された条件の下で、権利の消滅の原因となる。

212. 加盟国に源がある、天然の、農業の、人工の、又は産業に関連した原産地名称の使用は、前記名称により特定又は惹起された加盟国の地域又は地方において製品又は生産組織を有する生産者、製造者、及び職人に独占的に留保される。

登録された原産地名称の使用の権限を与えられた生産者、製造者、又は職人のみが、それに関連して「原産地名称」という表現の使用を許される。

第 155 条、第 156 条、第 157 条、及び第 158 条の規定が、適正に、保護された原産地名称に適用される。

213. 原産地名称の受益者を代表する公的若しくは私的団体、又はその適用上指定された団体は、保護された原産地名称の使用を有效地に管理できる組織を自由に有するものとする。

214. 原産地名称の保護は、そのために法的資格を有する国内官庁が発行する宣言書によって開始される。権限のない者による原産地名称の使用で、混同を招くおそれのある使用はいずれも産業財産権の侵害とみなされ罰せられる場合もある。これは、名称が「類」「型」「模倣品」やその他消費者に誤解を与える類似の用語と関連して使用される場合も含む。

215. 加盟国は、たとえ生産品の真の原産地が記されていたり、地理的表示が翻訳で与えら

れていたり、又は、「等級」「型」「種類」「模倣品」その他類似の修飾語句の表現を伴う場合であっても、ワイン又は蒸留酒を、原産地名称によって特定される地域を原産地としないタイプの生産品として特定する原産地名称の使用を禁止する。

加盟国は、1994年4月15日以前少なくとも10年間、又はそれ以前の善意の使用により、当該加盟国の領域で同一の又は他の類似した商品又は役務に対して継続的にその名称を使用していた加盟国の国民により、商品又は役務に関してワイン又は蒸留酒を特定する他の原産地名称の継続的かつ類似の使用を妨げることはできない。

216. 法的資格を有する国内当局は、原産地名称の保護が本決定事項に違反して認められた場合、職権により又は当事者の要求により、その使用に対する権限を無効にすることができます。本決定事項の商標登録の無効性に関する規定が適正に適用される。

217. 法的資格を有する国内官庁は、原産地名称が、商取引において当該の保護の宣誓書に記載された内容と矛盾する形態で使用されていることが示された場合、職権により又は当事者の要求に応じて、その使用の権限を取り消すことができる。本決定事項の商標登録の取消に関する規定が適正に適用される。

218. 法的資格を有する国内官庁は、他の加盟国の正当な利害関係を有する生産者、抽出者、製造者、又は職人、又は、公的機関が原産地名称の保護の申請を行った場合、その加盟国で保護された原産地名称を承認することができる。

そのように申請された保護を受けるためには、原産地名称は、当該原産地国で宣言されなければならない。

219. 他国で保護された原産地名称又は地理的表示の場合、法的資格を有する国内官庁は、加盟国が当事者である協定のいずれかに規定がある場合、それらに保護を与えなければならない。そのような保護を申請するためには、原産地名称は当該原産地国で宣言されなければならない。

220. 本決定事項の規定の下で保護された原産地名称は、原産地国で保護されている限り、それらが特定する製品の日常的又は一般的な表示であるとはみなされない。

## 第2章 原産地表示

221. 原産地表示とは、ある特定の国、地方、地域、又は場所を表示する又は連想させる名称、表現、画像、又は、記号であると理解される。

222. 原産地表示は、その出所に関してそれが誤っている場合又は誤解を招くような場合、又は、その使用が生産品又は役務の出所、源、品質、又はその他の特性について公衆に誤解を与えるおそれがある場合、生産品又は役務に関する商取引において使用してはならない。上段の規定の適用において、商取引における地理的表示の使用は、商品又は役務の販売、展示、又は販売の申出に関する広告又は事業に関する印刷物になされた使用によってもまた構成される。

223. たとえ商品が他国から輸入されたものであっても、何人も、自分が市場に出した商品に自己自身の氏名や住所を記すことができる。ただし、製造又は生産した国又は場所、又はその他、商品の真の出所について誤解を招かないための記述を、充分に目立つ文字で、特定の記載を伴う場合に限る。

## 題目XIII 著名で識別性を有する標章

224. 著名で識別性を有する標章とは、周知になった形態や手段にかかわらず、いずれかの加盟国の関連分野によってそのように認識されたことを意味するものであると理解される。

225. 著名で識別性を有する標章は、本決定事項の他の該当する規定、及び、不正競争に対する保護についての加盟国の法律に影響を与えることなく、本題目の下で、正当な権限のない使用や登録に対して保護される。

226. 著名で識別性を有する標章の正当な権限を有さない使用とは、標章が付される同一の又は類似した組織、活動、商品又は役務に関連して混同を生じるおそれがあり、標章の全て又は重要な部分、又は、標章の複製、模倣、翻訳、又は音訳の使用によって構成される。

また、著名で識別性を有する標章の正当な権限を有さない使用とは、たとえ著名な標章が付されたのと異なる組織、活動、商品又は役務に関連したものであっても、又は、非商業的目的における使用であっても、標章の全て又は重要な部分、又は、標章の複製、模倣、翻訳、又は音訳によって構成される。ただし、そのような使用が以下のいずれかの影響を有するおそれがある場合に限る。

(a) 標章の所有者、若しくは、組織、活動、商品若しくは役務との混同又は連想を生じる危険性

(b) 標章の識別性、又は商業上の若しくは宣伝の価値の希釈による、標章の所有者に対する不当な経済的又は商業的損害

(c) 標章に関する名声又は知名度の高さの悪用

そのような使用は、電子媒体を含むいずれかの通信手段によって行われている場合がある。

227. 第136条(h)、第155条(e)及び(f)の規定は本題目に適用される。

228. 識別性を有する標章の知名度の高さを決定するためには、とりわけ、下記の要因が適切に考慮されなければならない。

(a) いずれかの加盟国の関連分野の会員にどれだけ知られているか。

(b) いずれかの加盟国の内外での使用の期間、程度、及び地理的範囲

(c) 商品又は役務の宣伝及び展示、又は、見本市、展示会、その他のイベントでそれが適用される組織又は活動を含む、いずれかの加盟国の内外で与えられた公開の期間、程度、及び地理的範囲

(d) それを推進するため、又は、それが付される組織、活動、商品又は役務を推進するためになされた投資額

(e) 國際的水準、及び保護が求められている加盟国の水準の両方において、知名度の高さが主張されている標章に関連する限りにおいてそれを有する商取引の売上及び収入の金額

(f) 標章の固有の又は後に取得された識別性の程度

(g) 法人資産としての標章の会計価値

(h) 特有の領域において、標章のフランチャイズ又は使用許諾に関心のある者からの問い合わせの件数

- (i) 保護が求められる加盟国における標章の所有者側の重大な製造、購入、在庫に関連する活動の存在
- (j) 国際的な貿易の状況
- (k) 加盟国内外において付与された又は出願された、識別性を有する標章の登録の存在及び登録年数

**229.** 標章の知名度の高さは、下記に該当するというのみでは否定はされない。

- (a) 標章が加盟国内外において登録されていない、又は登録が係属中でない。
- (b) 標章が、商品又は役務を識別する目的で、若しくは、加盟国における活動又は組織を確定する目的で、使用されなかった、又は使用されていない。
- (c) 標章が他国では著名でない。

**230.** 特に以下のものは、識別性を有する標章の知名度の高さを決定するのに有効な参考分野であるとみなされる。

- (a) 標章が付される製品又は役務の種類に関して実在する又は見込みのある消費者
  - (b) 標章が付される生産品又は役務の種類に関して流通又は市場活動のルートに従事する者
  - (c) 標章が付される組織、活動、生産品又は役務のタイプに関連する取引に従事する業界
- 標章の知名度の高さを決定する際、標章が上段に記載のいずれかの分野内で知られていれば充分である。

**231.** 著名で識別性を有する標章の所有権者は、第三者がそれを使用することを禁止するために訴訟を起こすことができ、また、法的資格を有する国内当局に対して、適切な行動及び手段を申請することができる。所有権者は、同様に、第 157 条及び第 158 条に定められた制限に従って、第三者が標章に関して第 155 条で規定された行為に従事することを阻止することができる。

**232.** 著名で識別性を有する標章について正当な権限を有さない使用に対する訴訟は、標章の所有権者がそのような使用に気付いた日から 5 年経過した後は禁止される。ただし、その使用が悪意によって開始された場合は例外とされ、そのような訴訟は禁止されない。この訴訟は、一般的な法律規定の下での損害及び不利益に適用される他の訴訟に影響を与えるものではない。

**233.** 著名で識別性を有する標章が、正当な権限を有さない第三者によって、加盟国において、ドメインネーム又は電子メールのアドレスの一部分として不適切に登録された場合、そのようなドメインネームまたは電子メールアドレスが第 226 条の第 1 及び第 2 段落に記載の影響のいずれかを生じるおそれがある限り、法的資格を有する国内当局は、標章の所有者又は正当な権利者の要求に応じて、ドメインネーム又は電子メールアドレスの登録の取消又は修正を命じなければならない。

**234.** 著名で識別性を有する標章の正当な権限を有さない使用を主張する訴訟につき判断する際、法的資格を有する国内当局は、標章を採用及び使用した際ににおける、当事者の善意又

は悪意を適正に考慮しなければならない。

235. 第 165 条及び第 169 条で規定されたいずれかの根拠に基づく取消の手続きに影響を与えることなく、国内法がそのように規定するときは、商標が、登録出願時に有効な法律の範囲内で著名であったものと同一又は類似している場合、法的資格を有する国内官庁は、法律上の所有者の要求に応じて、商標の登録を取り消さなければならない。

236. 本決定事項の規定は、本題目に適用される。

#### 題目XIV 所有権の主張行為

237. 特許又は工業意匠の権利登録が、権利を有さない者、又は、権利を有する他者に不利益を与える者によって申請又は取得された場合、その影響を受ける者は、法的資格を有する国内当局に所有権を主張することができ、また、係属中の出願又は付与された権利を自身に移転すること、又は、自身を当該権利の共同出願人又は共同所有権者として承認することを要求できる。

商標の権利登録が、権利を有する他者に不利益を与えて出願された又は取得された場合も同様に、その影響を受ける者は、法的資格を有する国内当局に所有権を主張することができ、自身を当該権利の共同出願人又は共同所有権者として承認することを要求できる。

加盟国の国内法が認める場合、前記行為における損害及び不利益に対する賠償も主張することができる。

この行為は、権利の付与日から4年経過した後、又は、保護される権利の対象が、権利を確保する者によって、その国で利用又は使用が開始されてから2年経過した後のいずれか早く満了する方より以降は禁止される。ただし、悪意のもとで申請された権利を取得した者に対しては、禁止されない。

## 題目XV 権利侵害に対する行為

### 第1章 所有権者の権利

238. 本決定事項の下で保護された権利の所有者は、権利を侵害する者に対して、法的資格を有する国内当局へ訴訟を起こすことができる。所有権者はまた、侵害の差し迫った危険を示唆する行為に従事する者に対しても、訴訟を起こすことができる。

加盟国の国内法が許可する場合、法的資格を有する国内当局は、職権により、前記国内法で規定された侵害に対する訴訟を実施することができる。

権利が共有による場合、共有者間でそれとは別の取決めがなされていない限り、共有者のいずれかが、他の所有権者の同意を必要とせずに、侵害に対して訴訟を起こすことができる。

239. 特許権利者は、特許が公開されて関連する出願が参照され得るようになった日から特許の付与日までの期間中において、発明又は実用新案に関して正当な権限を有さない使用によって生じた損害及び不利益に対して法的訴訟を起こす権利を有する。補償金は、付与された特許によって保護される権利対象に関してのみ取得でき、また、問題となる期間中に被告人が実際に従事した利用に基づいて算出される。

240. 権利の保護対象が製品を得るための方法である特許を侵害したとする場合、問題となる被告は、被告が製品を得るために用いた方法が、侵害されたとする特許によって保護されている方法とは異なることを証明する義務がある。このため、

- (a) 特許された方法を用いて得られた製品が新規である、又は、
- (b) 同一の製品がその方法を用いて製造された可能性が充分にあり、特許権者が相当の努力をしたにもかかわらず、どのような方法が実際に用いられたかを確証できなかった場合、それに反する証明がなければ、特許権者の同意を得ずに生産されたのと同一の製品は、特許された方法によって得られたと推定される。

反論のための証拠の提出においては、被告又は被告人の営業秘密の保護に関する正当な利害関係が考慮されなければならない。

241. 原告又は違反を訴えた当事者は、法的資格を有する国内当局に対して、とりわけ、下記の措置の1つ又はそれ以上を命じるよう申請することができる。

- (a) 侵害を構成する行為の停止
- (b) 損害や不利益に対する賠償金
- (c) 容器、パッケージ、ラベル、印刷物、広告、その他の物品、また、主に侵害を犯すのに供された物や手段を含む、侵害に起因する商品の商業上のルートからの撤退
- (d) 上記副段に記載の商品、物、手段の輸出入の禁止
- (e) 副段(c)に記載の商品、物、手段の所有権に関する金員。この場合、資産価値は、損害及び不利益に対する賠償金の額に対して定められる。
- (f) 副段(c)に記載の商品、物、手段の廃棄、又は、被告ないし被告人の組織の一時的又は永久的な閉鎖を含む、侵害が継続及び再発しないことを保証する必要な手段の採択
- (g) 侵害者の費用負担による、全ての利害関係を有する当事者への、侵害者に対して宣告さ

れた判決の公開、及びその通知

違法な商標を付した商品の場合、その商品の商業ルートへの流通の阻止を意図した訴訟により、当該商標の削除又は除去が行われる。その商品は、もはや同じ状態では再輸出することはできず、異なる通関手続きの対象ともならない。

ただし、法的資格を有する国内当局によって適切に分類された場合、又は、商標の所有権者による明示の許可が得られている場合は、例外が認められる。

**242.** その手段が侵害の重大さに対して不相応でない場合、加盟国は、法的機関が侵害者に対して、侵害した商品又は役務の生産及び流通に携わった第三者の身元、及び、その流通経路について、権利者に報告することを命じるよう、規定することができる。

**243.** 損害と不利益に対する賠償金の算出において、とりわけ、下記の基準が適正に考慮されなければならない。

- (a) 侵害の結果として権利者が被った実際の損害及び収入の損失
- (b) 侵害行為の結果として侵害者が得た利益の額
- (c) 侵害された権利の市場価値、及び締結済みのライセンス契約を適正に考慮して、侵害者がライセンス契約に支払ったであろうとされる金額

**244.** 権利者が侵害の事実を知った日から 2 年を経過した後、又は、いずれにしても最後に侵害がなされた日から 5 年を経過した後は、侵害訴訟は禁止される。

## 第2章 予防措置

245. 侵害に対する訴訟を起こす、又は起こそうとする者は誰でも、侵害が犯されるのを防ぐ、それがもたらす結果を回避する、証拠を確保又は保全する、又は、損害及び不利益に対する訴訟又は賠償の有効性を確証する目的で、法的資格を有する国内当局に対して、即座に予防措置を命じるよう要求することができる。

予防措置は、訴訟を起こす前、訴訟と同時に、又は、訴訟を起こした後に要求することができる。

246. とりわけ、下記の予防措置が命じられる。

- (a) 侵害を構成したとされる行為の即座の停止
- (b) 容器、包装、ラベル、印刷物、広告、又はその他侵害行為に主として供された物又は手段も含めて、主張される侵害行為から生じた物品の商業ルートからの撤退
- (c) 上段記載の商品、物、又は手段の輸出入の差止め
- (d) 侵害者とされる者による充分な担保の差入れ
- (e) 侵害とされる行為の継続又は再発を回避するために必要である場合、被告人の組織の一時的閉鎖

加盟国の国内法が認める場合、法的資格を有する国内当局は、職権により、予防措置の適用を命じることができる。

247. 予防措置を要求する者が行為に対する自身の権利及び侵害された権利の存在を証明し、侵害行為が起こったか、今にも起ころうとしていることを正当に想定することを証明できるものを提出したときに限って、予防措置が命じられる。法的資格を有する国内当局は、その措置を要求した者に対して、措置を命じる前に充分な担保及び保証を提供するよう要求することができる。

特定の商品に関連して予防措置を要求する者は、侵害しているとされる商品を確定するため必要な情報、及び、充分に詳細で正確な説明を提供しなければならない。

248. 予防措置が他の当事者の介入なしに実行された場合は、措置が実行された後直ちに、影響を受ける当事者に通知しなければならない。影響を受ける当事者は、法的資格を有する国内当局に、その措置を取り消すよう申請することができる。

別段の国内規定がない限り、他の当事者の介入なしに実行された予防措置は、侵害訴訟がその措置の実行から 10 日以内に行われなかった場合、権利として消滅する。

法的資格を有する国内当局は、予防措置の修正、取消、承認を行うことができる。

249. 予防措置は、侵害したとされる製品、及び、侵害に主に用いられた物又は手段に対して適用される。

### 第3章 国境措置

250. 商標登録を侵害している商品の輸出入が行われていることを確信するのに充分な根拠を有する商標登録の権利者は、法的資格を有する国内当局に、通関手続きの中止を依頼できる。加盟国の国内法で規定された条件と保証は、当局によって発令された要求と指令に適用されるものとする。

国境措置の実施を要求する者は、法的資格を有する国内当局に、彼らが認識するのに充分に正確かつ詳細な侵害したとされる商品に関する必要な情報と種類を提供しなければならない。加盟国の国内法が認める場合、法的資格を有する国内当局は、職権により、国境措置の適用を命じることができる。

251. 法的資格を有する国内当局は、商標の所有権利者が、留保されている商品の検閲に参加することで権利者自身の申立てを具体化することを許可できる。前記商品の輸出入者もまた同様の権利を有する。

検閲が行われる際、法的資格を有する国内当局は、保護されるべきである秘密の情報に対して必要な手配を取らなければならない。

252. 適用される条件と保証が整備された際、法的資格を有する国内当局は、通関手続きの中止を命じるか、拒絶するかのいずれかを行い、依頼をした当事者にその旨を報告しなければならない。

中止が命じられた場合、通知書には、商品の発送人、輸入者、輸出者、及び引受人の氏名及び住所、更に、中止により影響を受ける商品の数量が記載されなければならない。中止については、商品の輸入者又は輸出者にも同様に通知されなければならない。

253. 依頼をした当事者が侵害訴訟を開始せず、更に、法的資格を有する国内官庁が通関手続きの中止を延長せずに、中止の通知日から 10 営業日経過した場合、措置は解除され、商品の通関手続きが進められる。

254. 侵害に対する法的手続きがなされた場合、措置が命じられた当事者は、法的資格を有する国内当局に不服申立てができる。法的資格を有する国内当局は、中止の修正、取消、又は承認を行うことができる。

255. 侵害が見つかった場合、法的資格を有する国内当局に正当に規定された場合、又は商標権者の明示の許可が与えられた場合を除いて、法的資格を有する国内当局に押収された模造した商標を付した商品を再輸出することはできず、また、異なる通関手続きを通過することもできない。

権利の所有者に利用される他の行為に影響を与えることなく、また、司法当局に不服を申し立てる被告の権利に従い、法的資格を有する国内当局は、侵害している商品の破棄又は押収を命じることができる。

256. 商業的特色を有さず旅行者の個人的荷物の一部分をなすもの、又は、少量で送られる

ごくわずかの商品は、本章の規定の適用から除外される。

#### 第4章 刑事上の措置

257. 加盟国は商標の模倣の事案に対して刑事上の手続き及び制裁を導入しなければならない。

## 題目XVI 工業所有権に関する不正競争

### 第1章 不正競争行為

258. 商取引環境において、適切な用法及び慣習に反した、産業財産権に関する行為はいずれも不正行為であるとみなされる。

259. 特に、以下のものは、産業財産権に関連して不正競争の行為であるとみなされる。

- (a) 競争相手の組織、商品、若しくは、産業上又は商業上の活動について、手段を問わず、混同を生じる可能性のある行為
- (b) 競争相手の組織、商品、若しくは、産業上又は商業上の活動の信用を害する可能性のある、取引における誤った主張
- (c) 商品の本質、方法、使用の性質、適合性、又は商品の数量について、公衆に誤解を生じさせるおそれのある取引においてなされた陳述又は主張

## 第2章 企業秘密

260. 自然人又は法人が合法的に保持している、生産上、産業上、又は商業上の活動において使用され、第三者への伝達が可能な未公開の情報は、当該情報が以下に該当する限り、企業秘密とみなされる。

(a) 全体的に、又は、その要素の正確な構成及び組み合わせにおいて、当該情報を通常取り扱う業界を行き来する者にあまり知られておらず、容易に入手できない秘密である。

(b) その秘密性により商業上の価値がある。

(c) それを秘密にしておくために、正当な権利者側につき、妥当な手段の対象とされる。

企業秘密を構成する情報は、商品の本質、性質、若しくは目的、生産方法若しくは過程、又は、商品や役務を供給し、又は市場で流通させる手段又は方法、に関連するものとする。

261. 本決定事項の適用において、法律の規定の理由又は裁判所の命令により公開を必要とする情報は、企業秘密とはみなされない。

それを保持する者によって当局に提供された情報は、その者がそれをライセンス、許可、認可、登録、その他の公の立法措置を得る目的で提供した場合は、パブリックドメインであるとはみなされず、また、法律の規定のために公開されたともみなされない。

262. 企業秘密を合法的に管理する者は、適切な商取引慣行に反する状態での第三者による当該秘密の公開、取得、又は使用に対して保護される。企業秘密に関して行われた下記の行為は不正競争を構成する。

(a) そのアクセスが契約上の、又は、雇用の関係から発生した守秘義務の対象となっている企業秘密を、正当な権利者の許可なしに利用すること

(b) 自身又は第三者の利益を確保するため、又は、当該権利者に不利益を与えるために、前記権利者の許可なしに副段(a)に記載の企業秘密について伝達或いは公開すること

(c) 非合法な、又は、適切な商取引慣行に反する手段によって企業秘密を入手すること

(d) 副段(c)に記載の手段によって入手した企業秘密を利用、伝達、又は、公開すること

(e) 知識のある他者、知っていたはずである場合は、副段(c)で規定された手段で得られた秘密を伝達した、又は、正当な権利者から権限を与えられていなかった者から、得られた企業秘密であることを知りつつ利用すること

(f) 自身又は第三者の利益のために、又は、企業秘密の正当な権利者に不利益を与えるために、副段(e)に記載の通りに得られた企業秘密を伝達又は公開すること

企業秘密は、その入手がとりわけ、産業スパイ活動、契約又はその他義務の不履行、信頼を裏切る行為、背信行為、忠実義務の不履行、又はこれらのいずれかの行為に他者を従事させるよう扇動したことによるものである場合、適切な商取引慣行に反する手段によって入手されたとみなされる。

263. 企業秘密の保護は、第260条で規定された条件が満たされる限り継続する。

264. 企業秘密を正当に保持する者は、第三者に企業秘密を知らせること、又は、そのような第三者がその企業秘密を使用することを許可することができる。そのように許可された第

三者は、前記秘密を知らせた、又は、その使用を許可した者の別段の合意がない限り、いかなる手段によっても企業秘密を公開してはならないという義務を負う。

技術又は技術援助が伝えられる、又は、簡潔な又は詳細なエンジニアリングが定められた契約においては、そこに含まれる企業秘密を保護するために機密条項を設けることができる。ただし、前記秘密条項が自由競争に関する規定に反してはならない。

**265.** 業務、雇用関係、責任、立場、専門的な活動、又は事業上の関係の理由によって、機密性が警告されている企業秘密を利用する権利を有する者は、正当な理由なしに、前記秘密を所有する者又は許可されて使用する者の同意を得ずに、その秘密を使用し、公開し、又は漏洩してはならない。

**266.** 新しい化合物を利用する製薬品又は農薬の市場参入を認める条件として、加盟国が、相当の努力を費やした製品の未公開のテストや他のデータの提出を要求する場合、加盟国は、これらのデータを不正な商業上の使用から保護しなければならない。加盟国は、公衆の保護のために必要な場合を除き、又は、不適切な商業上の使用に対してデータの保護を保証するための措置が取られていない場合に、更に、データを公開されることのないよう保護しなければならない。加盟国は、本条で規定された保護を保証するために必要な措置を取ることができる。

### 第3章 不正競争の法的措置

267. 他の法的措置に影響を与えることなく、正当な利害関係を有する者は、法的資格を有する国内当局に、本題目で規定された商業上の行為又は慣行の合法性を裁定するよう要求することができる。

268. 本題目における不正競争の法的措置は、国内法が異なる期間を定めない限り、直近に起こった不正行為から2年経過した以降は禁止される。

269. 加盟国の国内法が認める場合、法的資格を有する国内当局は、職権により、その立法に規定された不正競争の法的措置を開始することができる。

## 最終規定

270. 加盟国は、事務局の支持を得て、各加盟国で登録された産業財産権に関して、アンデスコンピュータシステムを装備しなければならない。そのために、加盟国は、2002年12月31日までに個々のデータベースを相互接続しなければならない。

271. 加盟国は、発明特許に含まれている技術情報の普及や開示のために、機械設備の設立を提供しなければならない。

272. 加盟国は、法的資格を有する国内官庁の組織能力を強化するために、加盟国間で協力協定を締結するよう努めなければならない。

273. 本決定事項の適用において、法的資格を有する国内官庁とは、産業財産の登録に責任のある行政団体を意味すると解釈される。

同様に、法的資格を有する国内当局とは、権利の保護対象について関連する国内法によって指定された団体を意味すると解釈される。

274. 本決定事項は、2000年12月1日付けで効力を有する。

## 補完規定

275. 決定事項 391 の第三の補足規定に従って、遺伝子資源へのアクセスの分野において法的資格を有する国内当局、及び法的資格を有する国内官庁は、2001年12月31日までに認可されたアクセス契約、及び、付与された知的財産権に関する情報の交換を目的としたシステムを導入しなければならない。

276. 本決定事項に規定されていない産業財産権の保護対象は、加盟国の国内法によって規制される。

277. 法的資格を有する国内当局は、本決定事項に規定された手続きの実行に必要とされる費用を導入することができる。

法的資格を有する国内官庁において手続きが開始された場合、費用は払い戻しきれない。

278. 加盟国は、コミュニティの管理システムを統合するため、本決定事項に含まれる規定を最良な状態で適用することを担保することを引き受けなければならない。同様に、加盟国は、法的資格を有する国内官庁及び最新技術の情報のシステムやサービスを強化し、自治を推進し、近代化することを引き受けなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、公告された後は、できるだけ速やかに、手段を問わず、産業財産の官報又は公報を、他の加盟国の法的資格を有する国内官庁に送達しなければならない。これらの官報又は公報は、送達先の官庁の敷地内で公衆が入手できるようにしなければならない。

279. 加盟国は特許協力条約のような、本決定事項と矛盾しない産業財産協力条約に署名することができる。

280. 加盟国の国内法がそのように規定する場合、遺伝子組み換え生物、又は、遺伝子組み換え生物の生成の技術的方法、又はそれら両方に対して特許が求められる場合、各加盟国生物学的安全性の問題に関して法的資格を有する国内当局の許可が得られたことを示す書類のコピーが、同様に提出されなければならない。

## 暫定規定

1. 本決定事項に先立ってコミュニティの法律の下で有効に認められた産業財産権は、権利付与日に適用される規定によって律される。ただし、それが有効期間に関する場合は除外され、この場合、先に存在する産業財産権が、本決定事項の規定上に配置される。  
使用、利益、義務、使用許諾、更新、及び延長に関する問題においては、本決定事項の規定が適用される。係属中の手続きに関しては、本決定事項は、それが法的効力を有した日には未だ完了していない段階のものにつき適用される。
2. 微生物は、「知的所有権の貿易に関する側面に関する協定」(TRIPS 協定)の第 27 条 3 (b) に規定された再考察の結果として、異なる手段が採択されるときまで特許性を有する。  
そのため、生物の多様性に関する条約の内容の範囲内で加盟国によってなされた約束が適切に考慮されなければならない。
3. 法的資格を有する国内官庁は、2002 年 12 月 31 日までに第 278 条に規定されたデータベースを相互接続する。そのために、事務局長は国際的な技術的及び財政的協力資源について交渉を行わなければならない。